

答申第 857 号

諮問第 1508 号

件名：極意書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 5 月 9 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 20 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、次のとおりである。

電話応対でまともな対応ができていないからその行動を定義付する根拠になる文書が有るはず。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

「バックレ」とは逃げることで解されるが、建設部河川課（以下「河川課」という。）の特定の職員に確認したところ、電話があった際に指名された担当者が不在であったため、その者を電話に応答させることができなかったことがあったとのことであった。

また、極意書とは、根拠が書かれたマニュアル、手引書等の文書と解される。

よって、本件請求対象文書は、河川課の特定の職員が不在であった担当者に応答させなかったことの根拠が書かれた文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

そもそも、マニュアル、手引書等は、組織が業務運営を行うに当たって作成されるものであり、職員の全ての言動について作成されることはない。

また、担当者が不在のため電話に応答させることができないことについて、根拠が書かれた文書を作成しておく必要性もない。

よって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び審査請求書並びに実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、河川課の特定の職員が電話で指名された別の特定の職員が不在であったためその者に応答させなかったことについての根拠が記載されたマニュアル、手引書等の文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、マニュアル、手引書等は、組織が業務運営を行うに当たって作成されるものであり、職員の全ての言動について作成されることはないとのことである。また、担当者が不在のため電話に応答させることができないことについて、根拠が書かれた文書を作成しておく必要性もないとのことである。

一般的に、個別の職員が電話で指名された職員に応答させないことについてマニュアル、手引書等は作成されていないと解されることからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の職員のバックレの極意書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 9. 2	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
29. 1. 18 (第510回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 9. 12 (第531回審査会)	審議
29. 12. 18	答申

答申第 858 号

諮問第 1509 号

件名：極意書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 5 月 9 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 20 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、次のとおりである。

岡崎市乙川に関する県教委、市教委との打合せの報告に興味がないのは言う所の“バックレ”以外の何物でもない。

バックレは何らかの形で文書に示されておりその内容に因る行動であると当方は考えている。然るに、文書は存在しているはず。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

「バックレ」とは逃げることで解されるが、建設部河川課（以下「河川課」という。）の特定の職員に確認したところ、電話があった際に言葉に詰まり応答できなかったことがあったとのことであった。

また、極意書とは、根拠が書かれたマニュアル、手引書等の文書と解される。

よって、本件請求対象文書は、河川課の特定の職員が電話で言葉に詰まり応答できなかったことの根拠が書かれた文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

そもそも、マニュアル、手引書等とは、組織が業務運営を行うに当たっ

て作成されるものであり、職員の全ての言動について作成されることはない。

また、電話で言葉に詰まり応答できないことについて、根拠が書かれた文書を作成しておく必要性もない。

よって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び審査請求書並びに実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、河川課の特定の職員が電話で言葉に詰まり応答できなかったことについての根拠が記載されたマニュアル、手引書等の文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、マニュアル、手引書等とは、組織が業務運営を行うに当たって作成されるものであり、職員の全ての言動について作成されることはないとのことである。また、電話で言葉に詰まり応答できないことについて、根拠が書かれた文書を作成しておく必要性もないとのことである。

一般的に、個別の職員が電話で言葉に詰まり応答できないことについてマニュアル、手引書等は作成されていないと解されることからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の職員の“バックレ”の極意書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 9. 2	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
29. 1. 18 (第 510 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 9. 12 (第 531 回 審査会)	審議
29. 12. 18	答申

答申第 859 号

諮問第 1412 号

件名：愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱についての一部開示決定に関する
件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して一部開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 9 月 3 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 18 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

異議申立人の請求する情報ではない。

異議申立人の求める情報は、愛知県個人情報保護審議会委員を選定した者及び選定した経緯が分かる情報であって、開示が為された情報は起案文書の中身ではなく表紙 1 枚、依頼文書、委員としての任期数等、委員が突然どのように現れたのか全くその記録がなく、唯一つ弁護士が愛知県弁護士会の推薦であるということは、異議申立人の請求の趣旨に合致するが、自推によるものか、他になり手がいないから、弁護士会が馴れ合いで紹介した者か等、選定した経緯が一切不明であるため。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を特定して一部開示としたといものである。

(1) 本件行政文書について

ア 愛知県個人情報保護審議会について

(ア) 愛知県個人情報保護審議会（以下「個人情報保護審議会」という。）は、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号）

第 45 条第 1 項の規定に基づき設置するものであり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する知事の附属機関であり、愛知県県民生活部県民総務課（以下「県民総務課」という。）がその庶務を処理している。

(イ) 愛知県個人情報保護条例第 45 条第 3 項以下において、個人情報保護審議会の委員（以下「委員」という。）は 7 人以内で組織し、学識経験のある者のうちから知事が任命することとされており、任期は 2 年とされている。

(ロ) 個人情報保護審議会は、愛知県個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項、すなわち、個人情報の取扱いの制限、開示請求等に対する不服申立て及び事業者の保有する個人情報の保護に関して調査審議を行う機関であることから、それぞれの立場から個人情報に関する知見を有する者として、弁護士 2 人、大学教員 2 人、マスコミ関係者 1 人、事業者団体代表 1 人及び消費者団体代表 1 人を委員に委嘱している。

イ 本件請求内容について

本件開示請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄には「別紙記載のとおり」と記載されており、添付されていた別紙には、「愛知県個人情報保護審査会審査委員について選定（任命ではない）をした者及び選定に至った経緯が分かる情報」と記載されていた。

また、実施機関の職員が開示請求者に確認したところ、本件開示請求日時点における委員に関する文書を求める趣旨であった。

よって、本件請求内容は、本件開示請求のあった平成 27 年 9 月 7 日時点において就任していた委員について、委員を選定した者及び選定に至った経緯が分かる文書（以下「本件請求対象文書」という。）であると解した。

ウ 本件行政文書の内容について

本件開示請求に対し、別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）から文書 6 までを特定し、一部開示決定を行った。本件行政文書は、本件開示請求のあった平成 27 年 9 月 7 日時点において就任していた委員 7 人について、知事が初めて委員を委嘱するに当たり、個人情報保護審議会の事務局である県民総務課が作成した起案文書である。その内訳は、同表の 2 欄に掲げるとおりであり、このうち、不開示とした部分は、同表の 3 欄に掲げるとおりである。

(2) 本件行政文書の特定について

ア 異議申立書における異議申立ての趣旨及び理由には、異議申立人の請

求する情報ではない旨が記載されており、不開示情報該当性については記載されていない。よって、不開示情報該当性については異議申立ての対象外と解されることから、以下では文書特定について述べる。

イ 本件開示請求は、本件開示請求のあった平成 27 年 9 月 7 日時点において就任していた委員について、当該委員を選定した者及び選定に至った経緯が分かる文書を求めるものである。

個人情報保護審議会は、個人情報の保護に関する事項について調査審議し、実施機関からの諮問に応じて審査等を行っていることから、前記(1)ア(ウ)で述べたとおり、各分野の個人情報に関する知見を有する者 7 人を構成員とすることにより、これまで適切に運営されてきた。そこで、本件開示請求に係る委員の選任に当たっても、この構成を維持することとし、具体的な選任手続としては、本件行政文書のとおり、関係する団体等に個人情報保護審議会の目的に照らした適任者の推薦を受けるなどして候補者を選定し、委員の委嘱に係る決裁を経て選任したものである。

ウ 本件行政文書は、前記(1)ウにおいて述べたとおり、本件開示請求のあった平成 27 年 9 月 7 日時点において就任していた委員 7 人について、知事が初めて委員を委嘱するに当たり、個人情報保護審議会の庶務を処理する県民総務課が作成した委員の委嘱に係る起案文書であり、選定をした者や選定に至った経緯が分かる行政文書は、本件行政文書以外には作成していない。

念のため、県民総務課において、本件行政文書以外に本件請求対象文書に該当すると考えられる文書の存否について探索したが、存在しなかった。

エ 以上のことから、本件請求内容に該当する行政文書は、本件行政文書以外に存在しないので、文書の特定に誤りはない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件開示請求の内容は、別記のとおりであり、実施機関によれば、前記 3(2)で述べた理由により、本件開示請求については文書 1 から文書 6 まで

を特定したとのことである。

そして、実施機関は、異議申立書に記載された異議申立ての趣旨及び理由によれば、本件行政文書の不開示情報該当性については異議申立ての対象とはなっていないと解したとのことである。

異議申立書及び実施機関が作成した開示理由説明書の内容を総合すると、実施機関の主張するとおり本件行政文書の不開示情報該当性については異議申立ての対象ではないと解される。

よって、以下では、実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かを検討することとする。

(3) 本件行政文書の特定について

ア 実施機関によれば、委員は、各分野の個人情報に関する知見を有する者 7 人を構成員とすることにより、これまで適切に運営されてきたことから、新たな委員の委嘱に当たっても、この構成を維持することとしているとのことである。また、関係する団体等に個人情報保護審議会の目的に照らした適任者の推薦を受けるなどして候補者を選定しているとのことである。さらに、本件請求対象文書は、本件行政文書以外には作成していないとのことである。

イ 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、各文書の内訳は別表の 2 欄に掲げるとおりであり、その内容については以下のように認められ、また、各文書の起案文には、起案した職員の氏名及び印影並びに決裁に関与した職員の印影が認められた。

(ア) 文書 1

文書 1 は、委員の任期が平成 22 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、同年 4 月 1 日から 2 年間の任期で委員を委嘱するに当たり、個人情報保護審議会の庶務を処理する県民総務課の職員が作成した委員の委嘱に係る起案文書である。文書 1 の起案文には、本件開示請求のあった平成 27 年 9 月 7 日時点において就任していた委員のうち、弁護士である委員を新任の委員として委嘱することを何う内容が記載されている。また、「愛知県個人情報保護審議会委員の推薦について（回答）」には、弁護士である委員が所属する愛知県弁護士会から知事へ同会に所属する弁護士を委員として推薦する旨が記載されている。

(イ) 文書 2

文書 2 は、委員の任期が平成 24 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、同年 4 月 1 日から 2 年間の任期で委員を委嘱するに当たり、個人情報保護審議会の庶務を処理する県民総務課の職員が作成した委員の委嘱に係る起案文書である。文書 2 の起案文には、本件開示請求のあった平成 27 年 9 月 7 日時点において就任していた委員のうち、文書 1 の委員とは別の弁護士である委員及び大学教員である委員を新

任の委員として委嘱することを伺う内容が記載されている。また、「愛知県個人情報保護審議会委員の推薦について（回答）」には、弁護士である委員が所属する愛知県弁護士会から知事へ同会に所属する弁護士を委員として推薦する旨が記載されている。

(ウ) 文書 3

文書 3 は、委員のうち、消費者団体関係者である委員が平成 24 年 4 月 30 日をもって辞任することに伴い、同年 5 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの任期で後任の委員を委嘱するに当たり、個人情報保護審議会の庶務を処理する県民総務課の職員が作成した委員の委嘱に係る起案文書である。文書 3 の起案文には、本件開示請求のあった平成 27 年 9 月 7 日時点において就任していた委員のうち、消費者団体関係者である委員を新任の委員として委嘱することを伺う内容が記載されている。

(エ) 文書 4

文書 4 は、委員のうち、事業者団体関係者である委員が平成 25 年 3 月 31 日をもって辞任することに伴い、同年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの任期で後任の委員を委嘱するに当たり、個人情報保護審議会の庶務を処理する県民総務課の職員が作成した委員の委嘱に係る起案文書である。文書 4 の起案文には、本件開示請求のあった平成 27 年 9 月 7 日時点において就任していた委員のうち、事業者団体関係者である委員を新任の委員として委嘱することを伺う内容が記載されている。

(オ) 文書 5

文書 5 は、委員の任期が平成 26 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、同年 4 月 1 日から 2 年間の任期で委員を委嘱するに当たり、個人情報保護審議会の庶務を処理する県民総務課の職員が作成した委員の委嘱に係る起案文書である。文書 5 の起案文には、本件開示請求のあった平成 27 年 9 月 7 日時点において就任していた委員のうち、文書 2 の委員とは別の大学教員である委員を新任の委員として委嘱することを伺う内容が記載されている。また、「愛知県個人情報保護審議会委員の推薦について（回答）」には、弁護士である委員が所属する愛知県弁護士会から知事へ同会に所属する弁護士を委員として推薦する旨が記載されている。さらに、「教員詳細（教員データベース）」は、大学教員である委員が所属する大学の教員を紹介するウェブページのうち当該教員に係るものを印刷したものである。

(カ) 文書 6

文書 6 は、委員のうち、マスコミ関係者である委員が平成 27 年 6 月 21 日をもって辞任することに伴い、同月 22 日から平成 28 年 3 月

31日までの任期で後任の委員を委嘱するに当たり、個人情報保護審議会の庶務を処理する県民総務課の職員が作成した委員の委嘱に係る起案文書である。文書6の起案文には、本件開示請求のあった平成27年9月7日時点において就任していた委員のうち、マスコミ関係者である委員を新任の委員として委嘱することを何う内容が記載されている。

ウ 異議申立人は、異議申立書において、異議申立人の請求する情報ではない旨主張するが、以上のことからすれば、本件行政文書は本件開示請求のあった平成27年9月7日時点において就任していた委員について、委員を選定した者及び選定に至った経緯が分かる文書であり、本件請求対象文書に該当する文書であると認められる。

エ また、当審査会において実施機関に確認したところ、弁護士、マスコミ関係者、事業者団体関係者及び消費者団体関係者である委員については、弁護士である委員は愛知県弁護士会からの書面による推薦が、それ以外の委員は関係団体からの口頭による推薦があり、これらの推薦を信頼して委員を委嘱することとしており、また、大学教員である委員については、これまで委員を務めていた大学教員と相談するなどして、候補者を選定し、その経歴等を担当者が確認し、委員を委嘱することとしているとのことである。

以上のことからすれば、本件行政文書以外に本件請求対象文書を作成していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、他に特定すべき文書の存在を推認させる事情もうかがわれない。

オ したがって、本件開示請求に対し、実施機関が本件行政文書を特定したことに誤りはないと認められる。

カ なお、当審査会において実施機関に確認したところ、大学教員である委員の候補者の経歴等については、通常、担当者が参考にウェブページ等で確認しているとのことである。大学教員である委員については、関係団体からの推薦があるものではなく、担当者が候補者の経歴等を確認しているということであれば、当該委員の委嘱に当たり確認した内容を明確にするため、今後は、大学教員である委員を新任の委員として委嘱する場合で当該候補者の経歴等を確認した際に文書5の「教員詳細（教員データベース）」のような参考資料を作成又は取得したときは、起案文書に添付すべきものとする。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

請求日時点の愛知県個人情報保護審査会審査委員について選定（任命ではな

い) をした者及び選定に至った経緯が分かる情報。

(本件毎度の弁護士が実務経験のあることは当然のことで、知りたいことは県の顧問等を行った者であるかどうか県寄りであるかどうかであり、大学の教授が得意とする個人情報を見捨てた税を取りやすくするためだけの番号利用法の情報システムの知見が情報公開制度とどのように関係するのか、マスコミ関係者がなぜ毎回中日新聞であるのか、名古屋商工会議所職員がどのような実績等により個人情報保護の実態に見解を持っているのか、愛知県生活学校運動推進協議会が情報公開制度に対して、どうして県民・消費者を代表する立場にあるのか、不透明なため。)

別表

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分
文書1 愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (平成22年1月27日付け起案)	起案文	なし
	愛知県個人情報保護審議会委員候補者名簿	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の推移	個人の年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (依頼)(案)	なし
	承諾書(案)	なし
	辞令(案)	なし
	愛知県個人情報保護審議会委員の推薦について (回答)	弁護士会の印影
	附属機関委員名簿	なし
文書2 愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (平成24年2月23日付け起案)	起案文	なし
	愛知県個人情報保護審議会委員候補者名簿	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の推移	個人の年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (依頼)(案)	なし
	承諾書(案)	なし
	辞令(案)	なし
	愛知県個人情報保護審議会委員の推薦について (回答)	弁護士会の印影
	附属機関委員名簿	なし
文書3 愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (平成24年4月27日付け起案)	起案文	なし
	愛知県個人情報保護審議会委員候補者名簿	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の推移	個人の年齢

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分
	愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (依頼) (案)	なし
	承諾書 (案)	なし
	附属機関委員名簿	なし
	辞任願	個人の住所、署名及び印影
文書 4 愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (平成 25 年 4 月 1 日付け 起案)	起案文	なし
	愛知県個人情報保護審議会委員候補者名簿	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の推移	個人の年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (依頼) (案)	なし
	承諾書 (案)	なし
	辞令 (案)	なし
	礼状 (案)	なし
	辞任願	個人の住所、署名及び印影
文書 5 愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (平成 26 年 2 月 4 日付け 起案)	起案文	なし
	愛知県個人情報保護審議会委員候補者名簿	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の推移	個人の年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (依頼) (案)	なし
	承諾書 (案)	なし
	辞令 (案)	なし
	愛知県個人情報保護審議会委員の推薦について (回答)	弁護士会の印影
	附属機関委員名簿	なし
	教員詳細 (教員データベース)	なし

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分
文書6 愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (平成27年6月18日付け起案)	起案文	なし
	愛知県個人情報保護審議会委員候補者名簿	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員	個人の生年月日及び年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の推移	個人の年齢
	愛知県個人情報保護審議会委員の委嘱について (依頼)(案)	なし
	承諾書(案)	なし
	辞令(案)	なし

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27.11.16	諮問
29.5.12	実施機関から開示理由説明書を受理
29.5.16	異議申立人に実施機関からの開示理由説明書を送付
29.10.30 (第534回審査会)	実施機関職員から開示理由等を聴取及び審議
29.12.7 (第538回審査会)	審議
30.1.12	答申

答申第 860 号

諮問第 1415 号

件名：審査請求を却下することを愛知県個人情報保護審議会が認め調査審議の対象となる裁決前の審査請求に該当しないと認定した理由ないしは法的根拠が分かる情報の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 10 月 9 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 27 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。ない訳がない。

愛知県警察本部警務部住民サービス課 A らによる諮問中の事件に対する「取下げ」という法に規定のない不適法な行為があった事実が無視され、審査請求を却下することを愛知県個人情報保護審議会（以下「個人情報保護審議会」という。）が認め調査審議の対象となる裁決前の審査請求に該当しないと認定し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「行政不服審査法」という。）により保障された異議申立人の権利が侵害されたため。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求書には、「平成 27 年 10 月 1 日付け愛知県個人情報保護審査会加藤茂による「愛知県個人情報保護審議会宛て意見書等について」の回答において」と記載されており、参考として、平成 27 年 10 月 1 日付け

「愛知県個人情報保護審議会宛て意見書等について（回答）」（以下「回答書」という。）が添付されていた。

当該回答書は、平成 27 年 2 月 12 日付けで個人情報保護審議会宛てに提出された意見書に対し、個人情報保護審議会が回答した文書である。

当該意見書は、愛知県警察本部長が愛知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年愛知県条例第 20 号）による改正前の愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づき行った一部開示決定 1 件、不開示決定 2 件及び不訂正決定 1 件（以下「一部開示決定等」という。）に対する審査請求について、愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が平成 26 年 9 月 29 日付けで個人情報保護審議会に諮問を行ったが、平成 27 年 1 月 30 日付けで個人情報保護審議会に対し当該諮問の取下げを行ったことについて、個人情報保護審議会への諮問の継続を求めたものである。

これについて、個人情報保護審議会は、回答書において、公安委員会が個人情報保護審議会に対し諮問の取下げを行っていることから、個人情報保護審議会が調査審議をする前提となる諮問が存在せず、また、当該審査請求については、諮問の取下げと同日付けで公安委員会において却下する旨の裁決がなされていることから、個人情報保護審議会における調査審議の対象となる裁決前の審査請求に該当しないため、個人情報保護審議会として対応することはない旨を回答した。

本件開示請求書に記載された「審査請求を却下することを愛知県個人情報保護審議会が認め調査審議の対象となる裁決前の審査請求に該当しないと認定した」という部分から、本件開示請求者は、「公安委員会が個人情報保護審議会の承認を得た上で審査請求を却下し、これを受けた個人情報保護審議会が調査審議の対象となる「裁決前の審査請求」に該当しないと認定した」と考えていると解される。

よって、本件請求対象文書は、「公安委員会が個人情報保護審議会の承認を得た上で審査請求を却下し、これを受けた個人情報保護審議会が調査審議の対象となる「裁決前の審査請求」に該当しないと認定した」理由又は法的根拠が分かる文書を求めるものであると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

個人情報保護審議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項による知事の附属機関として、個人情報保護条例第 45 条第 1 項の規定に基づき設置するものであり、同項には、「この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行わせるため、愛知県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。」と定められている。

個人情報保護条例第 43 条第 1 項には、開示決定等（個人情報保護条例第 21 条各項の決定）、訂正決定等（個人情報保護条例第 32 条各項の決

定)又は利用停止決定等(個人情報保護条例第40条各項の決定)(以下「開示決定等」という。)について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、個人情報保護条例第43条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、個人情報保護審議会に諮問しなければならないと規定されている。そして、個人情報保護条例第46条において、個人情報保護審議会は、同項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議をし、当該諮問に対する答申をする旨が規定されている。

不服申立ての却下は、行政不服審査法第40条第1項又は第47条第1項の規定に基づき行われる裁決又は決定であるが、実施機関が開示決定等についての不服申立てを却下する裁決又は決定を個人情報保護審議会が承認するといった個人情報保護条例上の規定はなく、個人情報保護審議会には当該不服申立てを却下する裁決又は決定を承認する権限はない。

よって、個人情報保護審議会が、公安委員会による前記(1)の審査請求の却下の裁決を承認することはない。

念のため、個人情報保護条例を所管し、個人情報保護審議会の庶務を処理する愛知県県民生活部県民総務課を探索したが、本件請求対象文書は存在しなかった。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書、異議申立書及び実施機関が作成した不開示理由説明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、愛知県警察本部長が行った一部開示決定等に対する公安委員会宛て審査請求について、個人情報保護審議会が、公安委員会が審査請求を却下することを承認し、調査審議の対象となる「裁決前の審査請求」に該当しないと認定した理由又は法的根拠が分かる情報が記載されている文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 開示決定等は、行政不服審査法に規定する処分に当たり、この処分に

ついて不服がある者は、処分庁に上級行政庁があるときは当該上級行政庁（以下「審査庁」という。）に対し、審査請求をすることができるものとされている。

行政不服審査法第 40 条では、審査庁は、審査請求について、裁決により、不適法であるときは却下し、理由がないときは棄却し、理由があるときは処分庁の処分の全部又は一部の取消し等を行うものとされている。

また、個人情報保護条例第 43 条第 1 項では、開示決定等について行政不服審査法による審査請求があったときは、審査庁は、遅滞なく個人情報保護審議会に諮問しなければならないものとされている。なお、審査請求が不適法であり、却下の裁決をするときは諮問を要しないこととされている。

そして、個人情報保護条例第 46 条では、個人情報保護審議会は、審査庁からの諮問に応じ、審査請求について調査審議し、答申をするものとされている。なお、個人情報保護審議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する知事の附属機関として、個人情報保護条例第 45 条第 1 項の規定に基づき設置されたものである。

イ 本件異議申立てで対象となっている審査請求の事案についてみると、処分庁である愛知県警察本部長が行った一部開示決定等に対し、上級行政庁である公安委員会に審査請求がなされた事案であり、当該審査請求に対する裁決は、審査庁である公安委員会が、その権限と責任に基づき行うこととなるものと認められる。

ところで、実施機関によれば、公安委員会は、平成 26 年 9 月 29 日付けで個人情報保護条例第 43 条第 1 項の規定により個人情報保護審議会に本件審査請求に係る諮問を行ったとのことである。

また、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、公安委員会は、諮問を行った後、審査請求書に形式的不備があったことから、審査請求人へ補正命令書を送付したが、審査請求人がこれに応答しなかったため、平成 27 年 1 月 30 日付けで本件審査請求を却下する裁決を行い、同日付けで諮問の取下げを行ったとのことである。

ウ 以上のことからすれば、知事の附属機関として設置された執行権を有しない個人情報保護審議会が、執行権を有する審査庁である公安委員会の裁決を承認するというのではなく、その理由又は法的根拠が分かる情報が記載された文書も存在しないものと認められる。また、公安委員会は本件審査請求に対する却下の裁決を行ったことから、個人情報保護審議会に諮問する必要がなくなったとして、これを取り下げたものであるが、これは審査請求に対する裁決を終えた審査庁として当然の措置であり、個人情報保護審議会が、調査審議の対象となる「裁決前の審査請

求」に該当しないと認定することはなく、その理由又は法的根拠が分かる情報が記載された文書も存在しないものと認められる。

エ したがって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

平成 27 年 10 月 1 日付け愛知県個人情報保護審査会加藤茂による「愛知県個人情報保護審議会宛て意見書等について」の回答において、愛知県警察本部刑事務部住民サービス課 A らによる諮問中の事件に対する「取下げ」という法に規定のない不適法な行為があった事実が無視され、審査請求を却下することを愛知県個人情報保護審議会が認め調査審議の対象となる裁決前の審査請求に該当しないと認定した理由ないしは法的根拠が分かる情報。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27.11.30	諮問
29.5.12	実施機関から不開示理由説明書を受理
29.5.16	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
29.10.30 (第534回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取及び審議
29.12.7 (第538回審査会)	審議
30.1.12	答申

答申第 861 号

諮問第 1438 号

件名：愛知県第五次行革大綱等の開示決定等に関する件

答 申

1 審査会の結論

(1) 開示決定について

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記 1 の開示請求に係る行政文書として別記 2 に掲げる行政文書を特定して開示決定をしたことについては、「大高緑地公園施設設置管理者選定委員会の設置要綱について（平成 27 年 1 月 16 日付け起案 26 公緑第 450 号）」を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて決定すべきである。

(2) 一部開示決定について

知事が、別表の 1 欄に掲げる行政文書の一部開示決定において不開示とした同表の 2 欄に掲げる部分のうち、同表の 3 欄に掲げる部分は開示すべきである。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 11 月 24 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 12 月 9 日付けで行った開示決定を取り消し、開示請求内容に該当する全ての行政文書を開示するとの決定を求めるといふもの及び当該開示請求に対し、知事が同日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるといふものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

（ア）開示決定について

異議申立てに係る処分は、次のとおり違法、不当である。

異議申立人が 2015 年 11 月 24 日付けで開示請求した行政文書のうち、「大高緑地公園内の樹林地における民間事業者による遊戯施設の設置・運営事業に関する以下の資料、同事業の契機および民間活力導入・同事業に関する検討経過・内容が把握できる文書」に該当するものとして、2015 年 12 月 9 日付けで「愛知県第五次行革大綱、平成 25

年度行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリングの結果、しなやか県庁創造プラン（愛知県第六次行革大綱）」の行政文書開示決定がなされた。

本開示決定は、異議申立人の請求内容を担当課である愛知県建設部公園緑地課（以下「公園緑地課」という。）が意図的に狭く解釈した上で、本来該当するはずの行政文書の開示を回避した不当な決定であり、条例の解釈及び運用に当たって、行政文書の開示を請求する権利を十分に尊重することを定めた条例第 3 条および行政文書の開示義務を定めた条例第 7 条に違反するものと考ええる。以下、そのように考える理由について述べる。

はじめに、開示された各行政文書における開示請求に対する該当箇所を確認しておきたい。

第一に、「愛知県第五次行革大綱」（別記 2 文書 1）には、「公の施設の見直し」の対象として、建設部が所管する 12 都市公園が含まれ、個別取組事項として「公園等施設のあり方の検討」を行い、平成 22 年度以降、「公園等施設について、県民のニーズ、社会状況の変化を踏まえ、機能・規模の適正化、運営の形態等今後のあり方を検討する。」ことが明記されている。

第二に、「平成 25 年度行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリングの結果」（別記 2 文書 2）には、「県営都市公園のあり方の検討」に関して、都市公園の見直しの方向性等とそれに対する外部有識者の判定結果および主な提言が記載されている。このうち、「見直しの方向性等」の 1 つとして、「県営都市公園の新しい利活用方法等を検討し、さらなる利用促進を図る。」ことが示され、その具体策として、「公園の魅力向上につながるような民間活力を活用した公園施設の導入」が提示されている。

第三に、「しなやか県庁創造プラン（愛知県第六次行革大綱）」（別記 2 文書 3）には、「県有資産の活用」を図るための取組として公の施設の総点検を図り、公園の利活用方法等の検討を継続するとの方向性が打ち出されている。その取組内容として、「地域との協働や民間活力の活用など、新しい利活用方法を検討する」ことが明記されている。

以上が開示された行政文書において異議申立人の請求内容に合致すると思われる内容である。これらを異議申立人の請求内容に照らしてみると、大高緑地公園内の樹林地における民間事業者による遊戯施設の設置・運営事業（以下「大高緑地公園施設設置管理事業」という。）の契機として、民間活力導入に関する検討を進めるとした行革大綱の存在があり、外部有識者の意見も聞きながらその検討が進めら

れてきたことについては把握できる。しかしながら、これら開示行政文書から把握できるのは政策の方向性のみにとどまり、個別具体の事業である大高緑地公園施設設置管理事業に関する直接的な契機および検討経過・内容に関する行政文書については全く開示されていないといわざるを得ない。

2015年12月15日に愛知県県民相談・情報センターにて開示行政文書を閲覧した際、立ち会った公園緑地課の職員に対して異議申立人が同旨の見解を述べたところ、職員から「今回の請求内容について担当者の方で判断して、請求に対する内容に該当するものがこれだということでのこの文書を示している」旨の回答が繰り返しなされた。また、「これ以外の文書の開示が必要であれば、再度必要な内容を記載の上、請求してほしい」との説明が繰り返されたため、再請求には該当文書を特定させる必要があるので確認させてほしいと前置きした上で、事業の検討および事業者との調整等を進める際、文書を一切作成せず、すべて口頭で行ってきたのかと尋ねたが、一切の回答を得られなかった。

公園緑地課の職員の発言によれば、本事業の検討を開始したのは2014年12月に愛知県第六次行革大綱が策定されて以降のことであり、専ら事業担当者1人が短期間で事業の起案を行ったため、該当する行政文書として存在するのは大高緑地公園施設設置管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）（第1回）において配布された募集要項などの資料のみであるとのことであった。

わが国の行政における事業の企画立案においては、事案の処理方針を記載した文書を起案の上、回議・決裁の文書処理を行う稟議りんぎのプロセスを経るのが一般的であると考えられる。大高緑地公園施設設置管理事業が担当者1人により起案されたものであったとしても、稟議りんぎのプロセスを経たと考えるのが自然である。そうであれば、選定委員会において配布された募集要項等についても、起案・回議・決裁に用いた文書が存在するはずであり、異議申立人が開示請求した「事業の検討経過・内容が把握できる資料」が開示決定された上記の3文書しか存在しないとは考えにくい。

本開示決定にあたって、起案・回議・決裁に用いた文書を開示対象となる「行政文書」とみなさなかった可能性も考えられなくはない。この点に関して、条例は「行政文書」の定義について、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」と明記している。その解釈及び運

用については、愛知県情報公開条例解釈運用基準において、具体的にいかなる文書がこれに該当するかが規定されている。また、どの段階から組織としての共用の実質を備えた状態になるかについては、「① 決裁を要するものについては起案文書が作成され、回議に付された時点、② 会議に提出した時点、③ 申請書等が実施機関の事務所に到達した時、④ 組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点等」という具体例を列挙する形で愛知県情報公開条例解釈運用基準に定義されている。したがって、起案・回議・決裁文書が条例の対象となる行政文書に該当することは、愛知県情報公開条例解釈運用基準に照らせば疑問の余地はないであろう。

都市公園における民間活力の導入に関する検討にあたっては、担当部署において調査研究を行ってきたと考えられる。また、事業立案にあたっては、事業地の選定や調査・測量およびそれらに係る予算要求、選定委員会の設置、選定委員会に提出する資料案の検討・決定、大高緑地の現行の指定管理者である公益財団法人愛知県都市整備協会との協議などのプロセスを経てきたと考えられるが、これらに関する行政文書も存在するものと思われる。以上のことから、異議申立人が開示請求した大高緑地公園施設設置管理事業の契機および民間活力導入・同事業に関する検討経過・内容が把握できる文書に該当する行政文書が開示決定された行政文書以外にも存在していることは明らかである。

本開示請求に関連して、担当課である公園緑地課の情報公開および説明責任に対する消極的姿勢についても指摘しておかねばならない。大高緑地公園施設設置管理事業に関しては、2015年10月15日付けの「大高緑地における民間活力を活用した新たな公園施設について」の記者発表によって、その概要が公表されたが、公園利用者や周辺住民、立地自治体である名古屋市緑区役所は同発表をもって初めて同事業の実施を知ることとなった。同発表以降、自然環境や生活環境に対する悪影響を懸念する周辺住民や公園利用者らから意見が出されることとなり、事業の見直しを求める署名活動などの住民運動も展開されることとなったが、上記の記者発表以降、担当課である公園緑地課からは広く住民に対して十分な説明がなされているとは言い難い。本開示決定において、本来該当するはずの行政文書が開示対象とされなかったことも情報公開に対する消極的姿勢の表れとみることができる。

条例は前文で「情報の公開は、地方自治の本旨にのっとり、公正で民主的な県政を推進していく上での基礎となるものである。また、県の保有する情報を広く県民に公開していくことは、県がその諸活動を県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する県民の理解を

深め、県民と県との信頼関係を増進していく上で不可欠なものである。」と定めている。大高緑地公園施設設置管理事業をめぐっては、事業実施の直前に至るまで何ら説明を行わず、住民の意見を聞いてそれを反映させてこなかったことが混乱を招いたと考えられるが、事後的対応として、政策形成過程に関する情報を積極的に公開することにより透明性を確保するとともに、住民の意見に真摯に耳を傾け、適切な対応をとるなど、条例の趣旨に則り、情報公開および説明責任に対する積極的姿勢が求められる。

以上の理由から、条例の前文および第 1 条が掲げる目的に則り、請求内容に該当する行政文書全ての開示を求めるものである。

(イ) 一部開示決定について

異議申立てに係る処分は、次のとおり違法、不当である。

異議申立人が 2015 年 11 月 24 日付けで開示請求した行政文書のうち、「大高緑地公園内の樹林地における民間事業者による遊戯施設の設置・運営事業に関する以下の資料、大高緑地公園施設設置管理者選定委員会の配布資料および議事録・応募事業者の評価点」に該当するものとして、2015 年 12 月 9 日付けで「第 1 回大高緑地公園施設設置管理者選定委員会資料」（別表の 1 欄に掲げる文書 5）「第 2 回大高緑地公園施設設置管理者選定委員会資料および採点集計表」（同欄に掲げる文書 6）の行政文書一部開示決定がなされた。

本一部開示決定において、開示しないこととされた「第 1 回大高緑地公園施設設置管理者選定委員会資料の内、資料 7（大高緑地公園施設設置管理者選定に係る評価基準の詳細（案））の評価細目等」「第 2 回大高緑地公園施設設置管理者選定委員会資料の内、資料 3（採点表）、4（採点集計表）の評価細目等」については、条例第 7 条第 6 号に該当し、「県の機関が行う設置管理者選定事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」当該規定を適用するものとされた。

また、「採点集計表の委員評価等」を開示しないこととした根拠規定として、条例の第 7 条第 5 号および第 6 号を挙げ、「県における審議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため」および「県の機関が行う設置管理者選定事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」当該規定を適用するものとされた。

上記の理由により当該規定を適用し、評価細目および委員個人が特定される形での採点結果を非開示とすることについては一定の合理性があると考えられなくもない。しかし、評価細目およびその配点、採

点結果のいずれも開示しないこととされた場合、いかなる基準を以て事業者の評価が行われ、具体的にどのような評価がなされたのかを把握することは困難となる。そうなれば、主権者である県民が事業者選定の公正性および客観性、妥当性について検証することは事実上不可能となることから、開示しないこととする根拠規定を拡大解釈することなく、慎重に適用する制度運用が求められる。したがって、やむを得ず、非開示とする必要がある場合は、県の機関が行う設置管理者選定事務の適正な遂行に支障を及ぼすことが明らかである場合に限り、かつ、非開示とする部分は必要最小限の範囲に限定する必要があるものと考えられる。

2015年12月15日に愛知県県民相談・情報センターにて当該一部開示行政文書を閲覧したところ、「第1回大高緑地公園施設設置管理者選定委員会資料の内、資料7の評価細目等」「第2回大高緑地公園施設設置管理者選定委員会資料の内、資料3の評価細目等」について、いずれの資料も評価項目と評価内容のみが開示される一方、評価内容の配点、評価細目の項目、評価細目配点、採点（優れている／良好／普通／やや劣る／劣る）、企画提案書の欄はすべて非開示とされていた。「第2回大高緑地公園施設設置管理者選定委員会資料の内、資料4の評価細目等」についても、評価項目と評価内容を除いた評価内容の採点結果・得点率、評価細目の項目および採点結果・得点率、各委員（A/B/C/D）の採点欄がすべて非開示とされていた。「採点集計表の委員評価等」についても同様で、評価項目と評価内容、採点結果の合計点（400点満点中265点）のみが開示され、それ以外はすべて非開示の状態が開示された。

開示しないこととした根拠規定を適用する理由として、「県の機関が行う設置管理者選定事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」が挙げられていることに関して、具体的にいかなる支障を及ぼすおそれがあると考えているかについて公園緑地課の職員に確認したところ、今後、類似の事業者選定において、評価細目に挙げられたポイントのみを押さえて提案すればいいというような形で情報が利用されてしまうと困るため、開示しないこととしたとの回答があった。また、採点集計表の委員評価等を開示しないこととした根拠規定を適用する理由として、「県における審議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため」を挙げたことについては、個々の委員が特定される形で採点結果およびコメントの公表はできないことを挙げた。これらのことが理由であるとすれば、前者については評価細目の内容のみを非開示とすれば足りると考えられ

る。したがって、それ以外の評価内容の配点、評価細目配点、採点（優れている／良好／普通／やや劣る／劣る）、企画提案書の欄については開示しないとした理由に該当しないと考えられることから、開示しなければならないはずである。

後者については、採点集計表において委員名が特定されないよう、各委員を A、B、C、D と表記していることから、本資料を以て、個々の委員が特定されることはそもそもありえない。よって、前者と同様、評価細目の内容のみを非開示とすれば足りると考えられ、それ以外の非開示部分を開示したとしても、県における審議の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとはいえない。

同日、開示行政文書の閲覧に立ち会った公園緑地課の職員に対して、この点を指摘した上で開示しない理由にあたらぬ部分の非開示を見直すよう求めたところ、職員も「隠すつもりはない」として理解を示し、その場で当該指摘を踏まえた再検討を約束してもらったが、後日、非開示とした部分の変更はしない旨の連絡を受けた。

条例の趣旨を定めた前文および目的を定めた第 1 条、行政文書の開示義務を定めた第 7 条の規定を鑑みれば、条例が定める開示しない理由にあたらぬ限りは行政文書を開示しなければならないというのが制度上の要請であると考えられる。しかし、本一部開示決定は開示しないこととした根拠規定および当該規定を適用する理由を広く捉えた上で、本来は開示されてしかるべき内容をも開示しないこととした不当な決定であるといえ、行政文書の開示義務を定めた条例第 7 条に違反するものとする。

以上の理由から、条例の趣旨および目的に則り、「第 1 回大高緑地公園施設設置管理者選定委員会資料の内、資料 7 の評価細目等」「第 2 回大高緑地公園施設設置管理者選定委員会資料の内、資料 3、4 の評価細目等」「採点集計表の委員評価等」のうち、開示しない理由にあたると考えられる評価細目（の内容）を除いた非開示部分の開示を求めるものである。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由等説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由等説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 開示決定について

a 開示文書の特定等に関する公園緑地課の説明

公園緑地課は、不開示理由等説明書において、大高緑地公園施設設置管理事業の実施に至るまでの経過として、行政改革の中で県営都市公園のあり方検討と民間活力の活用の方向性が示されたこと、

大高緑地において施設の老朽化対策と公園の利活用の促進が課題となっていたことを説明している。その上で、「大高緑地公園内の樹林地における民間事業者による遊戯施設の設置・運営事業に関する以下の資料 ・同事業の契機および民間活力導入・同事業に関する検討経過・内容が把握できる文書」に該当する行政文書として、「文書 1 愛知県第五次行革大綱」「文書 2 平成 25 年度行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリングの結果」「文書 3 しなやか県庁創造プラン（愛知県第六次行革大綱）」を特定し、開示決定を行ったとしている。

なお、公園緑地課は、文書 1 から文書 3 までについて「本件事業の契機並びに本件事業に関する検討経過及び検討内容が把握できるものと解した」としているが、異議申立書において述べたとおり、これらの文書から把握できるのは政策の方向性のみにとどまり、個別具体の事業である当該事業に関する直接的な契機および検討経過・内容に関する記述は何らみあたらない。よって、異議申立人の開示請求内容のうち、「同事業の契機および民間活力導入が把握できる文書」のみに該当する行政文書であると解せられる。

公園緑地課は上記の説明に続く形で、選定委員会を設置し、第 1 回選定委員会において愛知県営大高緑地公園施設設置管理者募集要項および大高緑地公園施設設置管理者選定に係る評価基準の詳細を決定したこと、第 2 回選定委員会において株式会社エヌエーオーが提出した企画提案につき審査・採点を行った上で同社を最終候補者に選定した^{もつ}こと、後日、審査講評を公表したこと、2015 年 10 月の協定締結を以て同事業の実施について記者発表をしたことを説明している。このうち、選定委員会に提出された資料として、「文書 4 第 1 回大高緑地公園施設設置管理者選定委員会議事録」「文書 5 第 1 回大高緑地公園施設設置管理者選定委員会資料」「文書 6 第 2 回大高緑地公園施設設置管理者選定委員会資料及び採点集計表」が開示（文書 5 および文書 6 は一部開示）された。なお、文書 4 から文書 6 までは異議申立人の開示請求内容のうち、「大高緑地公園施設設置管理者選定委員会の配布資料および議事録」に該当する行政文書であると解せられる。

以上のことから、異議申立人の開示請求内容のうち、「同事業に関する検討経過・内容が把握できる文書」については、文書 4 から文書 6 までが間接的に該当しているといえなくはないものの、直接的に該当する行政文書の開示はなされていないと解せられる。

b 開示文書以外の行政文書の存在に関する検討

愛知県の行政改革において県営都市公園のあり方検討の方針およ

びその方向性が示されたことを受けて、公園緑地課などにおいてどのような対応が必要か、いずれの都市公園においていかなる事業を実施するかなどの検討がなされたと考えられ、その検討段階においては文書4から文書6まで以外の行政文書をも作成していると考えるのが自然であろう。したがって、文書1から文書3までの行政文書に記載された内容を受けて、公園緑地課がその検討に当たって作成した行政文書が文書4から文書6までの3文書のみであるとはおおよそ考えがたい。

これに関して、公園緑地課は不開示理由等説明書において、「異議申立人に開示した選定委員会資料が、最終的な内部検討資料であり、それ以前の検討段階のものは、随時破棄している。さらに、指定管理者である公益財団法人愛知県都市整備協会との打合せや庁内で検討した経緯の記録も作成又は取得していない。」と述べている。

通常、企画立案にあたっては、現状分析、課題設定、情報収集、企画立案といったプロセスを経るものと考えられ、その過程において文書を作成することが当然想定される。公園緑地課は不開示理由等説明書において、「今回の事業は、度重なる行革大綱への位置付けを受け、まず、民間活力の導入が見込めそうな大高緑地をモデルとして急遽決定したものであり、事業地については、未利用地を選定している。その選定に当たり、事前に予算を要する調査、測量等は行っていない。そのため、事前に予算要求も行っていない。」として、これらに関する行政文書は存在しない旨回答している。

この記述は事業地の選定、測量、予算要求に係る行政文書が存在しないことを説明したものと解せられるが、見方を変えれば、公園利用者および地元住民らに対する説明および意見聴取、合意形成を十分に図ることなく、性急に当該事業を進めたことを自ら認めたものといえる。また、事業地に選定されたエリアは地元の保育団体が日常的に自然学習の場とするなどの利用実態があったにも関わらず、「未利用地」とみなして事業地に選定したことは、地域とまったくコンタクトをとらず、実態を十分に把握しないままに事業を進めたことの問題点を浮き彫りにするものである。

c 文書主義の原則と本件に係る公文書管理

行政機関においては、経緯も含めた意思決定に至る過程および事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成する文書主義が採用されている。それは、文書が情報の記録、保存、伝達手段として、伝達性、客観性、保存性、確実性といった特性を備えているからであり、これらの特性が公正・公平・確実な事

務の遂行のために必要とされるからである。また、自治体における意思決定は、内部のみならず、現在および未来の住民に対するアカウントビリティとして客観的に分かる形で適切に管理されなければならないとされる。

これに関して、公園緑地課は不開示理由等説明書において、「異議申立人に開示した選定委員会資料が、最終的な内部検討資料であり、それ以前の検討段階のものは、随時破棄している。さらに、指定管理者である公益財団法人愛知県都市整備協会との打合せや庁内で検討した経緯の記録も作成又は取得していない。」と述べている。かりに、文書4から文書6までを作成する以前に作成した検討段階の資料を随時破棄しているのだとすれば、経緯も含めた意思決定に至る過程および事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成するとした文書主義の原則に反する文書管理がなされていることになる。県民に対するアカウントビリティを確保するための公文書管理の観点からみて、そのこと自体が大いに問題があると言わざるを得ない。

d 稟議文書等の存否確認の必要性

異議申立書においても述べたとおり、異議申立人が行った開示請求に対して、実際に開示された行政文書の中には当該事業に係る起案・回議・決裁に用いた文書（以下「稟議文書」という。）は含まれていない。不開示理由等説明書における公園緑地課の説明内容に照らして考えれば、当該事業に関して何ら稟議を行っておらず、そもそも稟議文書が存在しないか、稟議文書をすでに破棄して文書が存在しないということであれば、公園緑地課の説明は辻褄が合わないことになる。しかし、当該事業の企画立案および実施の過程において、何ら稟議を行っていないとは考えにくく、必要な決裁を経た稟議文書を随時破棄するなどということは通常であれば考えられないことから、公園緑地課の説明は信じがたい。また、稟議文書が存在する可能性について異議申立書において指摘したものの、不開示理由等説明書においてまったく触れられておらず、その存否について明らかにしていない。

異議申立書においても述べたとおり、本件においては、行政文書開示請求の内容に該当する行政文書が実際に開示された行政文書以外にも存在するにもかかわらず、開示請求の内容およびそれに該当する行政文書を公園緑地課が意図的に狭く解釈した上、一部の行政文書のみを開示決定したことが強く推定される。よって、同開示決定は、条例の解釈および運用にあたって、行政文書の開示を請求す

る権利を十分に尊重することを定めた条例第 3 条および行政文書の開示義務を定めた条例第 7 条に違反するものである。

情報公開において重要なのは、いかなる情報にアクセスするかは開示請求権を有する住民が決定することができるのであって、行政の恣意的な判断によって左右されるべきものではないということである。それゆえ、情報公開は行政統制の手段として機能しうるのであって、行政においてはそれを前提とした活動ならびに公文書管理が求められているのである。

審査会においては、条例の前文および第 1 条が掲げる目的に則り、稟議文書の存否を含めて、異議申立人が行った行政文書開示請求の内容に該当する行政文書の存否について明らかにされるよう要望する。

(イ) 一部開示決定について

a 条例第 7 条第 5 号該当性について

異議申立書においても述べたとおり、採点結果をまとめた第 2 回大高緑地公園施設設置管理者選定委員会の資料 4・採点集計表（大高緑地公園施設設置管理者選定に係る評価基準）の【委員】欄は、「委員 A」、「委員 B」と、そもそも委員個人が特定されない形式で記載されている。したがって、「各委員の採点について、公にすることにより、利害関係者など外部からの圧力や干渉等の影響を受け、審査における委員の率直な評価や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」との主張はあたらない。なお、異議申立書においても述べたとおり、開示行政文書の閲覧の際に立ち会った公園緑地課の職員にこの点を指摘したところ、理解を示し、当該指摘を踏まえて再検討する旨の回答を得た。後日、不開示部分を変更しない旨の連絡を受けたが、その理由についての説明は得られなかった。不開示理由等説明書における説明も含めて、採点集計表はそもそも委員個人が特定されない様式となっているにもかかわらず、なぜ、「審査における委員の率直な評価や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」といえるのか、十分な説明がなされているとは言いがたい。

公園緑地課が何を以て「外部からの圧力や干渉等の影響」と主張しているのか不明であるが、選定基準、選定過程、採点結果について、応募者あるいは第三者によって選定の公正性、客観性および妥当性の観点から検証がなされることに問題はなく、むしろ、公園緑地課および選定委員会はそうした検証に耐えうる選定を行い、そのことを説明する責任を有していると考えられる。

また、選定委員会の各委員は委員を引き受けるにあたって、選定

結果およびその理由を公表することについて、選定の公正性、客観性および透明性の確保の観点からその必要性を認識していたと解するのが相当である。

以上の理由から、各委員の氏名を伏せた形で採点結果を公表することは何ら問題がなく、条例第7条第5号が規定する「県における審議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」には該当しないと解せられる。よって、選定の公正性、客観性および透明性を確保するため、各委員の氏名を除く選定結果の詳細（採点集計表のうち、委員評価の部分、評価内容および評価細目に係る合計点）を開示し、説明責任を果たすべきものとする。

b 条例第7条第6号該当性について

行政が執行する事務事業は、主権者である住民が行政に事業の実施を信託したことを受けて行われるものである。ゆえに、なぜ、その事業を実施する必要があるのか、事業を実施する事業者の選定にあたって、なぜ、その事業者が選定されたのか、住民に説明する責任が行政に課せられていると考えられる。したがって、事業者の選定に係る評価項目および評価点、採点結果などについて開示の可否を判断するにあたっては、原則開示を前提としつつ、アカウントビリティの確保と事業者選定事務の遂行への影響（支障）の程度を比較衡量した上で判断されるべきものと考えられる。

公園緑地課は「本件公園施設設置管理者の最終候補者等の選定は終了しているが、各委員の採点が公になると、将来行われる同種のものの選定に不当な影響を与えるおそれがある」と説明している。これに関して、「おそれがある」としているが、情報公開においては開示が原則とされていることから、もし、不開示とする必要があるのだとすれば、不開示とすべき合理的な理由を具体的に明示しなければならないはずである。したがって、各委員の採点が公表されることによって、具体的にいかなる影響が生じるのか、また、「不当な影響」とは何であるのかについて、具体的に明示した上で、同種の選定に相当程度の不当な影響を与えうることを明確に説明しない限りは不開示とする合理的な理由になりえない。

また、公園緑地課は「評価細目、評価内容及び評価細目に係る配点等が公にされれば、評価の詳細なポイントが広く了知されるところとなり、点数の高い部分に偏った企画提案書の提出がなされ、民間企業による幅広い視点からの、創意工夫ある企画提案が期待できなくなるおそれがある」と説明している。

しかし、今日の事業者選定においては、総合評価の評価基準を事

前公表し、行政として何を重視したいと考えているかをあえて明示することによって、事業者に対してよりの確な提案を促し、以て、適格な事業者を選定しようとする事例も数多く見受けられるようになってきている。このことを鑑みれば、評価細目、評価内容および評価細目に係る配点などが公にされたとしても、著しく偏りがみられる企画提案書の提出がなされるとはいえないことは明らかである。また、そもそも総合評価方式による事業者選定においては、発注者は選定において重視する評価項目の配点を高く設定し、入札参加者は配点の高い評価項目を重視した提案を行うのは理にかなったことである。また、入札参加者は他の事業者との競争を想定した上ですべての評価項目においてできる限り高い評価が得られるような提案を行うと考えられることから、「評価の詳細なポイントが広く了知されるところとなり、点数の高い部分に偏った企画提案書の提出がなされ」との主張は正鵠を射たものとは言いがたい。幅広い視点からの創意工夫ある企画提案を求めるのであれば、それを促すような入札方式の採用および評価項目、評価点の設定などを通じて実現されるべきものといえよう。

また、公園緑地課は不開示理由等説明書において、「審査後の段階であっても、それらの項目が公になれば、利害関係者等の了知するところとなり、評価に対する不当な非難や再評価につながるおそれが高く、民間活力を活用した公園施設の導入等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」と述べている。不開示理由等説明書によれば、条例第 7 条第 6 号に該当するのは評価基準の詳細（案）の評価細目等、採点表の評価細目等、および採点集計表の評価細目（以下「評価細目等」という。）である。これらが公表された場合、「利害関係者等の了知するところとなり、評価に対する不当な非難や再評価につながるおそれ」があるとしているが、「不当な非難や再評価」がいかなるもので、それらが「民間活力を活用した公園施設の導入等の事務の遂行」にいかなる支障を及ぼすおそれがあるのか、いずれもまったく不明である。

また、先述したとおり、選定基準、選定過程、採点結果について、応募者あるいは第三者によって選定の公正性、客観性および妥当性の観点から検証がなされることに問題はなく、むしろ、公園緑地課および選定委員会はそうした検証に耐えうる選定を行い、そのことを説明する責任を有していると考えられる。かりに、そうした検証を避けたいがために不開示決定をするようなことがあるとすれば、情報公開制度の濫用にほかならず、条例の解釈および運用にあたって、行政文書の開示を請求する権利を十分に尊重することを定

めた条例第 3 条および行政文書の開示義務を定めた条例第 7 条に違反するものと言わざるを得ない。

以上の理由から、評価細目等を開示することは、条例第 7 条第 6 号が規定する「県の機関が行う設置管理者選定事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」に該当しないものと解せられる。なお、不開示理由等説明書によって評価細目等に関する「開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由」の詳細が明らかとなったが、合理的な理由とは認めがたいことから、当該部分についても開示を求めるものである。

- c 審査会においては、不開示理由等説明書において述べられている「外部からの圧力や干渉等の影響」「不当な影響」「不当な非難や再評価」などの具体的内容を明らかにした上で、不開示部分を開示することによって、「県の機関が行う設置管理者選定事務」および「県における審議」の適正な遂行に相当程度の支障を及ぼしうるの

かを十分に検証されるよう要望する。

ウ 意見陳述における主張

異議申立人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 平成 27 年 12 月 9 日付け 27 公緑第 425 号の行政文書開示決定処分及び一部開示決定処分に関する異議申立書並びに公園緑地課の不開示理由等説明書に対する意見書を補足する意見について述べる。

まず、本件行政文書開示請求に係る背景並びに開示決定文書の開示に至るまでの経過について、説明する。

2015 年 10 月 15 日、公園緑地課は、大高緑地内において株式会社エヌエーオーが公園施設を設置し、管理運営を行う協定を締結したことを発表した。当該事業が実施されることは、この発表が行われるまでの間、大高緑地が立地する名古屋市緑区役所及び地元住民らには全く知らされておらず、事業実施を知ることとなった一部の地元住民及び公園利用者から異議が出された。このことは、同年 11 月以降、新聞やテレビにて報道され、私も新聞記事を読んで初めて知り、地元に対する説明や意見聴取を十分行わないまま事業を進める愛知県の姿勢に疑問を持った。

そこで、事業の担当課である公園緑地課及び関係機関等に対し、当該事業の検討、実施に向けたスケジュールに関する事実経過の確認及び説明会の開催予定などに対する電話問合せを数回行ったものの、事実経過に関する十分な回答は得られず、「説明会は未定」との回答が繰り返されるなど、住民への説明並びに意見聴取に対する公園緑地課の消極的な姿勢に変化が見られなかったため、11 月 24 日付けで行政

文書開示請求を行った。なお、開示請求に当たっては、公園緑地課の事業担当職員に開示請求を行う旨を伝え、当方の請求内容で文書の特定が難しい場合にはその旨を連絡してほしいと伝えた上で開示請求を行った。

(4) 開示決定について

本件開示決定において、本来開示対象に含まれるべき行政文書が開示されていないと考える理由について述べる。

開示文書の閲覧日時を決定するための事前の日程調整を行った 12 月 9 日及び開示文書を閲覧した 12 月 15 日、立ち会った公園緑地課の職員 2 名、課長補佐と主査に対して、「今回開示された文書はいずれも行政改革の方向性を示した文書にすぎず、これら文書のみでは当該事業の立案及び検討の経過・内容を把握することはできない。事業を起案し、検討するに当たっては、当然、文書を作成して共用しているはずであり、該当文書がこれしかないとは考えられない」と指摘したところ、「請求内容を踏まえて担当者が該当文書を判断した」との返答に終始するなど、納得のいく説明は得られなかった。

そこで、「開示文書がそれぞれ請求内容のどの部分に該当する文書と判断したのかを説明してほしい。これらの文書で事業に関することがどう把握できるのか教えてほしい」と説明を求めたものの、公園緑地課の職員は口をつぐんだままであった。また、「これ以外の文書の開示が必要であれば、再度必要な内容を記載した上で請求してほしい」との説明が繰り返されたため、「再度開示請求を行うには該当文書を特定する必要がある」と前置きをした上で、「事業の検討を進める際、あるいは事業者と調整を進める際、文書は一切作成せず、全て口頭で行ったのか」と質問したが、公園緑地課の職員は口をつぐんだままで、何ら回答は得られなかった。

公園緑地課の担当職員とこのようにやり取りから、今回開示された行政文書以外に、実際には請求内容に合致する行政文書が存在する可能性が高いことが強く推定されるものと考えている。

異議申立書及び不開示理由等説明書に対する意見書においても述べたとおり、一般的に事業を立案し、検討する過程においては、文書を起案の上、内部で検討を行い、稟議等によって必要な決裁が行われていると考えられる。公園緑地課が不開示理由等説明書において主張するように、仮に当該事業が「度重なる行革大綱への位置付けを受け、まず、民間活力の導入が見込めそうな大高緑地をモデルとして急遽決定したもの」であったとしても、選定委員会に提出する資料以外の文書を何ら作成、共用していないとは考えられない。

この点に関して、愛知県情報公開条例解釈運用基準は、条例第 2 条

第 2 項の解釈について、起案者により作成され、回議に付された文書及び職務上の内部検討に付された文書は組織共用文書であると規定している。当該事業においても、これに該当する文書が今回開示された文書以外にも存在することが推定されることから、開示文書の閲覧の際に公園緑地課の職員に対してそのことを指摘し、当方の開示請求内容に含まれるはずであると指摘したが、該当文書の存否については明らかにせず、「請求内容を踏まえて担当者が該当文書を判断した」との説明の一点張りであった。

公園緑地課は、不開示理由等説明書において、「選定委員会の設置や選定委員会に提出する資料案の検討・決定に当たり、異議申立人に開示した選定委員会資料が、最終的な内部検討資料であり、それ以前の検討段階のものは、随時破棄している」と主張している。しかし、本件開示決定がなされた 2015 年 12 月時点においては、当該事業の実施主体に決定した株式会社エヌエーオーは、事業地における工事に着手しておらず、その段階で当該事業に関する検討及び回議に付された文書を既に破棄しているとは、およそ考えられない。

これらのことを総合すると、本件開示決定においては、公園緑地課が当方の開示請求内容を意図的に狭く解釈した上で、本来であれば開示請求内容に該当するはずの文書を開示対象から外し、愛知県のウェブサイトにて公表されていた文書を開示したことが推定される。このことは、条例の解釈及び運用に当たって、行政文書の開示を請求する権利を十分に尊重することを定めた条例第 3 条及び行政文書の開示義務を定めた条例第 7 条に違反するものであり、条例の前文及び第 1 条が掲げる目的ののっとり、開示請求の内容に該当する行政文書全ての開示を求めるものである。

(ウ) 一部開示決定について

選定委員会の資料のうち、評価細目及び採点集計表の委員評価の部分の不開示を取り消すべきと考える理由について述べる。

民間事業者の選定に当たっては、事業実施に適した事業者を選定するための評価基準が設定され、公正かつ公平な形で十分な審議が行われる必要があり、選定結果を公表することによって、透明性を確保することが行政に求められると考える。

大高緑地公園施設設置管理者の選定結果については、公園緑地課のウェブサイト上で審査講評が公開されているが、応募事業者数と選定された最終候補者、評価の高かった項目、評価の低かった項目と選定委員会から最終候補者に対する要望事項が記載されているのみであり、これだけではどのような観点で事業者による提案の評価が行われたのか、選定の妥当性を十分検証できるものとはなっていない。した

がって、当該事業における選定の妥当性を検証するためには、選定委員会の資料のうち、評価細目及び採点集計表の委員評価の公開が不可欠であると考えられる。

本件一部開示決定において、開示しないこととされた第 1 回大高緑地公園施設設置管理者選定委員会資料のうち資料 7 の評価細目等及び第 2 回大高緑地公園施設設置管理者選定委員会資料のうち資料 3、資料 4 の評価細目等については、条例第 7 条第 6 号に該当し、「県の機関が行う設置管理者選定事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としている。

また、採点集計表の委員評価等を開示しないこととした根拠規定については、条例第 7 条第 5 号及び第 6 号を挙げ、「県における審議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」、「県の機関が行う設置管理者選定事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としている。

不開示とするこれらの理由に対する当方の見解は、異議申立書及び不開示理由等説明書に対する意見書において述べたとおり、評価細目が公表されたからといって、総合評価方式である以上、それが直ちに偏りのある企画提案書の提出につながるとはいえず、委員評価については、採点集計表の様式がそもそも委員個人が特定されない形式となっているため、そのような主張は当たらないものとする。

また、公園緑地課は不開示理由等説明書において評価細目を公表した場合、評価に対する不当な非難や再評価につながるおそれが高いと述べているが、そもそも県民や応募した事業者が選定結果を検証することは極めて当然のことであり、それを評価に対する不当な非難や再評価であるかのような見解を示すことは、行政としての説明責任を軽視しているのではないかと思わざるを得ない。

以上の理由から、評価細目及び採点集計表の委員評価は、いずれも条例が定める開示しない理由には該当せず、本来は開示されてしかるべき内容をも開示しないこととした不当な決定であるといえ、これら部分の開示を求めるものである。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、本件開示請求に係る開示決定及び一部開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれも同一の開示請求書に記載された請求内容に係る開示決定及び一部開示決定に対する異議申立てであることから、実施機関は、当該 2 件の異議申立てを併合することとしたものであ

る。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書の開示決定及び一部開示決定をしたというものである。

(1) 開示決定について

ア 別記 2 文書 1 (以下「文書 1」という。別記 2 文書 2 から文書 4 までも同様とする。) から文書 3 までの行政文書について

本件開示請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄に記載されている「大高緑地公園」は、愛知県が昭和 38 年に整備した都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号) に定める都市公園の一つである大高緑地 (以下「大高緑地」という。) である。

また、同欄に記載されている「民間事業者による遊戯施設の設置・運営事業」は、大高緑地の魅力向上を図ることを目的として、既存の樹林地を活かした、民間企業による公園施設の設置・管理事業 (以下「本件事業」という。) である。

本件事業については、4 名の有識者で構成する選定委員会を設置し、委員による企画提案の審査・採点を行った結果、株式会社エヌエーオーを選定し、平成 27 年 10 月に同社との協定を締結し、同月 15 日付で記者発表している。

異議申立人は、本件開示請求書において、「大高緑地公園内の樹林地における民間事業者による遊戯施設の設置・運営事業に関する以下の資料」として、「同事業の契機および民間活力導入・同事業に関する検討経過・内容が把握できる文書」を求めている。選定委員会設置以降の「株式会社エヌエーオーが提出した企画提案書、大高緑地公園施設設置管理者選定委員会の配布資料および議事録・応募事業者の評価点、愛知県と株式会社エヌエーオーが締結した協定書、設置予定の遊戯施設の具体的内容に関する文書」についても請求しており、これらについては別途一部開示決定を行っている。

したがって、文書 1 から文書 3 までの行政文書の開示決定に係る請求対象文書は、公園緑地課が作成又は取得した文書のうち、選定委員会が設置される前の時点における本件事業の契機並びに本件事業に関する検討経過及び検討内容が把握できるものと解した。

イ 文書 1 から文書 3 までの行政文書の特定について

県営都市公園については、行政改革の中で、公の施設としての必要性の見直しを求められており、平成 22 年 2 月に公表した愛知県第五次行革大綱において、「公園等施設について、県民のニーズ、社会状況の変

化を踏まえ、機能・規模の適正化、運営の形態等今後のあり方を検討する」ことが示された。また、平成 25 年 10 月に開催した行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリングにおいても、「県営都市公園の新しい利活用方法等を検討し、さらなる利用促進を図る」ことや「公園の魅力向上につながるような民間活力を活用した公園施設の導入」についての取組をスピードアップすべきと提言された。続く、平成 26 年 12 月に公表したしなやか県庁創造プラン（愛知県第六次行革大綱）においても、「地域との協働や民間活力の活用など、新しい利活用方法を検討する」ことが示された。

そうした中、緑区にある大高緑地は、県内各地から年間約 150 万人の利用者がある 100 haを超える広域公園であるが、施設の老朽化が進み、その対策と公園の利活用の促進が課題となっていた。

そのため、本件事業を、公園施設の民間活用のモデル的事業として、着手したものである。今回、開示した文書 1 から文書 3 までの行政文書は、本件事業を行う契機となった愛知県第五次行革大綱、行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリング及びしなやか県庁創造プラン（愛知県第六次行革大綱）である。

また、事業を進めるに当たっては、前記のとおり 4 名の有識者で構成する選定委員会を設置して、平成 27 年 3 月の第 1 回選定委員会で、愛知県営大高緑地公園施設設置管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び大高緑地公園施設設置管理者選定に係る評価基準の詳細（以下「評価基準の詳細」という。）等を決定した。その後、決定した募集要項に基づき公募を 1 ヶ月間行った結果、株式会社エヌエーオーから、自然体験型恐竜探検アトラクション企画提案書等の提出があった。同年 6 月に開催した、第 2 回選定委員会において、委員による企画提案の審査・採点を行った。その結果、基準点を上回ったため、株式会社エヌエーオーを最終候補者に選定した。その結果については、選定委員会で決定した、審査講評の様式により、後日、公表した。その後、業者との調整を重ね、同年 10 月に、株式会社エヌエーオーとの協定が締結したことから、事業の実施について記者発表している。

したがって、本件事業を行う契機となった愛知県第五次行革大綱、行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリング及びしなやか県庁創造プラン（愛知県第六次行革大綱）に係る行政文書である文書 1 から文書 3 までの行政文書を特定し、開示決定を行った。

ウ 文書 4 の行政文書について

文書 4 は、第 1 回選定委員会の議事録であり、文書 1 から文書 3 までの行政文書と同様に開示決定を行ったが、異議申立書に記載された異議申立ての趣旨及び理由によれば、文書 4 については、異議申立ての対象

となっていないと解される。

(2) 一部開示決定について

ア 別表の 1 欄に掲げる文書 5 (以下「文書 5」という。) 及び同欄に掲げる文書 6 (以下「文書 6」という。) の行政文書について

文書 5 は、第 1 回選定委員会において配布された資料であり、次第、選定委員会設置要綱、選定委員会委員名簿、選定委員会配席図、大高緑地の利活用方針、募集要項 (案)、評価基準の詳細 (案)、今後の進め方 (案) から構成されている。次第には日時、場所、議題等が、評価基準の詳細 (案) には評価項目、評価内容、評価内容に係る配点、評価細目、評価細目に係る配点、採点、企画提案書の該当部分等が記載されている。

文書 6 は、第 2 回選定委員会において配布された資料であり、次第、募集結果及び書類確認結果、評価方法及びタイムテーブル、採点表、採点集計表、審査講評 (案)、企画提案書並びに参考資料から構成されている。また、参考資料は、選定委員会設置要綱、選定委員会委員名簿及び募集要項から構成されている。次第には日時、場所、議題等が、募集結果及び書類確認結果には経過等が、評価方法及びタイムテーブルには企画提案の評価の方法、タイムテーブル等が、採点表には評価項目、評価内容、評価内容に係る配点、評価細目、評価細目に係る配点、採点、企画提案書の該当部分等が、採点集計表には評価項目、評価内容、評価内容に係る合計点 (得点率を含む。以下同じ。)、評価細目、評価細目に係る合計点 (得点率を含む。以下同じ。)、委員評価等が記載されている。なお、採点集計表は、仮に各委員の各評価細目の評価が全て「普通」であったとした場合の採点集計表 (以下「仮定の採点集計表」という。) と実際に行われた評価の採点集計表 (以下単に「採点集計表」という。) の 2 種類のものがある。

このうち開示しないこととした部分は、文書 5 のうち評価基準の詳細 (案) の評価内容に係る配点、評価細目、評価細目に係る配点、採点及び企画提案書の該当部分 (以下「評価基準の詳細 (案) の評価細目等」という。)、文書 6 のうち採点表の評価内容に係る配点、評価細目、評価細目に係る配点、採点及び企画提案書の該当部分 (以下「採点表の評価細目等」という。)、文書 6 のうち仮定の採点集計表及び採点集計表の評価内容に係る合計点、評価細目及び評価細目に係る合計点 (以下「採点集計表の評価細目等」という。) 並びに委員評価並びに文書 6 のうち仮定の採点集計表の全ての合計点である。

なお、異議申立書に記載された異議申立ての趣旨及び理由によれば、開示しないこととした部分のうち評価細目については、異議申立ての対象となっていないと解されるが、念のため当該部分も含めて不開示とし

た箇所について説明する。

イ 条例第7条第5号該当性について

選定委員会は、大高緑地における公園施設設置管理者の最終候補者等の選定を行うため、設置された第三者機関であり、各委員が行った評価による採点については、評価細目に応じた各委員の意見・考え方が反映されている。そのため、各委員の採点について、公にすることにより、利害関係者など外部からの圧力や干渉等の影響を受け、審査における委員の率直な評価や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

なお、本件公園施設設置管理者の最終候補者等の選定は終了しているが、各委員の採点が公になると、将来行われる同種のものの選定に不当な影響を与えるおそれがある。

したがって、採点集計表のうち委員評価の部分、評価内容及び評価細目に係る合計点については、条例第7条第5号に該当する。

ウ 条例第7条第6号該当性について

今回の事業は、民間活力を活用するモデルケースであり、都市公園内に民間の資金や経営ノウハウを導入し、魅力的なサービスを提供する施設の設置について、引き続き調査・検討していくこととしている。そのため、評価細目、評価内容及び評価細目に係る配点等が公にされれば、評価の詳細なポイントが広く了知されることとなり、点数の高い部分に偏った企画提案書の提出がなされ、民間企業による幅広い視点からの、創意工夫ある企画提案が期待できなくなるおそれがある。

また、審査後の段階であっても、それらの項目が公になれば、利害関係者等の了知するところとなり、評価に対する不当な非難や再評価につながるおそれが高く、民間活力を活用した公園施設の導入等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、評価基準の詳細（案）の評価細目等、採点表の評価細目等及び採点集計表の評価細目等は、条例第7条第6号に該当する。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は本件開示決定に係る異議申立書において、「都市公園における民間活力の導入に関する検討にあたっては、担当部署において調査研究を行ってきたと考えられる」と主張している。また、「事業立案にあたっては、事業地の選定や調査・測量およびそれらに係る予算要求、選定委員会の設置、選定委員会に提出する資料案の検討・決定、大高緑地の現行の指定管理者である公益財団法人愛知県都市整備協会との協議など…に関する行政文書も存在するものと思われる」と主張している。

しかしながら、今回の事業は、度重なる行革大綱への位置付けを受け、まず、民間活力の導入が見込めそうな大高緑地をモデルとして急遽^{きょ}決定したものであり、事業地については、未利用地を選定している。その選定に

当たり、事前に予算を要する調査、測量等を行っていない。そのため、事前に予算要求も行っていない。

また、選定委員会の設置や選定委員会に提出する資料案の検討・決定に当たり、異議申立人に開示した選定委員会資料が、最終的な内部検討資料であり、それ以前の検討段階のものは、随時破棄している。さらに、指定管理者である公益財団法人愛知県都市整備協会との打合せや庁内で検討した経緯の記録も作成又は取得していない。

5 審査会の判断

(1) 開示決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

そして、この目的を達成するためには、開示請求の対象となる行政文書が適切に特定されることが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件開示請求に係る文書の特定について以下判断するものである。

イ 文書 1 から文書 3 までの特定について

異議申立書に記載された異議申立ての理由によれば、本件開示請求に対して開示決定がされた文書 1 から文書 4 までのうち、文書 4 については、異議申立ての対象となっていないことが認められる。

実施機関によれば、本件事業を行う契機となった愛知県第五次行革大綱、行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリング及びしなやか県庁創造プラン（愛知県第六次行革大綱）に係る行政文書である文書 1 から文書 3 までの行政文書を特定し、開示決定を行ったとのことである。

異議申立人は、他にも事業の契機及び民間活力・同事業に関する経過・内容が把握できる文書に該当する行政文書が存在していることは明らかである旨主張し、稟議文書^{りん}を始めとする、異議申立人が行った開示請求の内容に該当する全ての行政文書の開示を求めている。

よって、本件開示請求に対し実施機関が本件開示決定において特定した文書 1 から文書 3 までの他に、対象となる行政文書があるか否かについて、以下検討する。

本件事業を実施するに当たっては、何らかの意思決定が実施機関にお

いてなされたと考えられる。そこで、本件事業の検討や導入の経緯及び本件事業に係る文書について、当審査会において実施機関に確認したところ、「大高緑地公園施設設置管理者選定委員会の設置要綱について（平成 27 年 1 月 16 日付け起案 26 公緑第 450 号）」（以下「平成 27 年 1 月 16 日付け起案文書」という。）が存在するとのことであった。当審査会において平成 27 年 1 月 16 日付け起案文書を見分したところ、起案用紙及び大高緑地公園施設設置管理者選定委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）の案並びに参考資料として添付された選定委員会委員名簿並びに大高緑地の利活用の方針について記載された「大高緑地の利活用方針」と題する書面及び「大高緑地のゾーニングについて」と題する当該書面の別紙（以下単に「大高緑地の利活用方針」という。）から構成されており、大高緑地において公園施設の設置管理者の公募を行うに当たり、案のとおり設置要綱を定めることについて建設部長の決裁がなされたものであることが認められた。

さらに、当審査会において実施機関に確認したところ、平成 27 年 1 月時点で、県営都市公園のうち大高緑地が民間事業者の参入を十分に見込むことができる唯一の候補地であるという実施機関の内部の共通認識があったが、実際に事業を開始するに当たり、民間事業者の募集や選定などについて外部有識者の公正で中立な意見及び判断を求める選定委員会を設置する必要があったことから、平成 27 年 1 月 16 日付け起案文書において、選定委員会の設置及び設置要綱の制定と併せて、大高緑地内の一定の区域における本件事業の実施をその内容に含む大高緑地の利活用の方針について、建設部長決裁をもって正式に意思決定を行ったものであるとのことである。

なお、平成 27 年 1 月 16 日付け起案文書に添付された「大高緑地の利活用方針」が事前の検討の内容を最終的に集約したものであるが、それ以前の検討の過程で作成された文書は、新たなものを作成した段階で随時破棄していたとのことである。また、平成 27 年 1 月 16 日付け起案文書を特定しなかったのは、「大高緑地の利活用方針」は本件開示請求に対して一部開示決定をした文書 5 に資料として添付されているものと同一年であること並びに平成 27 年 1 月 16 日付け起案文書では本件事業の契機並びに本件事業に関する検討経過及び検討内容が把握できないと判断したことによるものであるとのことである。

しかしながら、本件開示請求のうち別の請求内容に該当するものとして別に一部開示決定で開示した文書と同一であることが直ちに本件開示決定に係る請求内容に該当する文書として特定しなくてもよいとする理由となるものではなく、また、当審査会において見分したところ、文書

5 には建設部長の決裁がなされた起案用紙が含まれていないことから、平成 27 年 1 月 16 日付け起案文書を別途特定する意義があるものと認められる。また、検討経過には最終的に意思決定を行うことも含まれると解され、平成 27 年 1 月 16 日付け起案文書には、伺い文において大高緑地における民間活力の導入の方針について明示されていないものの、実施機関の説明からすれば、実質的には大高緑地の利活用の方針について正式に意思決定を行ったものであると認められる。

したがって、実施機関は、本件開示決定において特定した文書以外に請求内容に該当する文書を管理していると認められることから、少なくとも平成 27 年 1 月 16 日付け起案文書を特定して、改めて決定すべきである。また、他にも同様に実質的に本件事業の開始に当たり意思決定を行った文書等の請求内容に該当する文書があれば、それらの文書についても特定して、改めて決定すべきである。なお、実施機関は、請求対象文書について、公園緑地課が作成又は取得した文書のうち選定委員会が設置される前の時点における本件事業の契機並びに本件事業に関する検討経過及び検討内容が把握できるものと解したとしているが、検討経過及び検討内容が把握できる文書は、選定委員会が設置される前の文書に限定されるものではない。

(2) 一部開示決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、本件一部開示決定について以下判断するものである。

イ 文書 5 及び文書 6 について

文書 5 及び文書 6 は、選定委員会において委員に配付された書類であり、その構成及び記載内容は、前記 4(2)アで実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、文書 5 及び文書 6 のうち別表の 2 欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）について、同欄に掲げるとおり、文書 6 のうち採点集計表の評価内容に係る合計点、評価細目に係る合計点及び委員評価（以下「委員の採点部分」という。）を条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に、文書 5 のうち評価基準の詳細（案）及び文書 6 のうち採点表

の評価内容に係る配点、評価細目、評価細目に係る配点、採点及び企画提案書の該当部分、文書 6 のうち仮定の採点集計表の評価内容に係る合計点、評価細目、評価細目に係る合計点、委員評価及び全ての合計点並びに文書 6 のうち採点集計表の評価細目を同条第 6 号に該当するとして不開示としている。

なお、文書 6 のうち仮定の採点集計表の委員評価及び全ての合計点を不開示とした根拠規定は、実施機関の作成した不開示理由等説明書において明示されていないが、委員評価は文書 6 の採点表において不開示としている採点の部分のうち評価が普通である場合の点数が記載されたものであること、全ての合計点はそれらの点数を合算したものであることからすれば、条例第 7 条第 6 号に該当するとして不開示としているものと解される。

ところで、実施機関は、異議申立書に記載された異議申立ての趣旨及び理由によれば、開示しないこととした部分のうち評価細目については、本件異議申立ての対象となっていないと解されると説明している。

この点について、異議申立書の異議申立ての趣旨には「開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由」にあたると思われる評価細目（の内容）を除いた非開示部分を開示するとの決定を求めると記載されているところ、異議申立人は意見書において「不開示理由等説明書によって評価細目等に関する「開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由」の詳細が明らかとなったが、合理的な理由とは認めがたいことから、当該部分についても開示を求める」旨主張していることからすれば、評価細目についても開示を求めているものと解され、評価細目についても本件異議申立ての対象とするのが相当であると認められる。

したがって、当審査会においては、本件異議申立ての対象となる部分は、本件不開示部分の全てであるとして、以下検討する。

ウ 条例第 7 条第 5 号該当性について

(ア) 条例第 7 条第 5 号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、

適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、委員の採点部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

- (イ) 実施機関は、各委員が行った評価による採点については、評価細目に応じた各委員の意見・考え方が反映されていることから、公にすることにより、利害関係者など外部からの圧力や干渉等の影響を受け、審査における委員の率直な評価や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある旨主張している。

委員の採点部分は、大高緑地における公園施設設置管理者の選定に関し応募者の企画提案の内容を評価するに当たって実際に選定委員会の各委員が採点した結果及びそれを集計したものであり、委員の採点部分が公表されることとなれば、結果に不満のある者から委員に対して直接圧力がかけられたり、干渉がなされたりする可能性があるため、委員によっては、公表されることを意識して、極端に高い点又は低い点を付けることを躊躇し、自らが受けた率直な印象によることを避けて画一的な採点が行われることとなるおそれがあることから、適正な意思決定手続が確保できず、選定委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。なお、異議申立人が主張しているとおり、採点集計表の委員の欄は各委員の氏名ではなく、「A」、「B」、「C」及び「D」と表記されており、直ちに委員個人が特定されない形式となっているが、委員の名簿は別途公表されていることから、個別の委員が特定されなくても、採点の内容について委員全体として圧力や干渉の対象となるおそれがあり、さらに、他の情報と組み合わせることにより委員が特定され、又は特定されないまでもおおむね推測されることにより、個別の委員が圧力や干渉の対象となるおそれがあると認められる。また、このことは、選定が終了した後においても同様であり、将来行われる同種のもの選定に対する影響もあると認められる。

したがって、委員の採点部分は、条例第7条第5号に該当する。

エ 条例第7条第6号該当性について

- (ア) 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件不開示部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

(イ) 委員の採点部分以外の本件不開示部分について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、大高緑地の公園施設設置管理者の選定に係る評価については、大区分として3区分の評価項目が設定され、それぞれの評価項目ごとに中区分として複数の評価内容が設定されているが、それらと大区分である評価項目ごとの配点は、既に公表されている募集要項で明らかになっていることが認められた。そして、評価細目は評価内容について更に具体的に評価する小区分の項目として設定されていること、採点は評価細目ごとに「優れている」、「良好」、「普通」、「やや劣る」又は「劣る」のそれぞれの評価に応じて各委員が付ける点数であることが認められた。また、募集要項において企画提案書に記述すべき事項が定められているところ、企画提案書の該当部分は、評価細目ごとに、企画提案書のどの事項の記述が該当するかが記載されていることが認められた。

実施機関によれば、評価細目、評価内容及び評価細目に係る配点等が公にされれば、評価の詳細なポイントが広く了知されるところとなり、点数の高い部分に偏った企画提案書の提出がなされ、民間企業による幅広い視点からの、創意工夫ある企画提案が期待できなくなるおそれがあるとのことである。また、審査後の段階であっても、それらの項目が公になれば、利害関係者等の了知するところとなり、評価に対する不当な非難につながるおそれが高く、民間活力を活用した公園施設の導入等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

加えて、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、県営都市公園における民間活力の導入については、本件事業が初めての取組であり、評価項目及び評価点の設定について試行錯誤を重ねている段階であり、公表することにより評価項目及び評価点が固定化されることが危惧されるとのことである。

通常、企画提案を行う事業者は最も効率的に高い評価を得ようとすると考えられることから、詳細な配点が広く了知されることにより、点数の高い部分に偏った企画提案書の提出がなされるおそれがあると認められる。しかしながら、評価内容ごとの配点及び評価細目ごとの配点が公になることがなければ、点数の高い部分に偏った企画提案書が提出されることは生じ得ないことから、偏った企画提案書の提出がなされないようにするためには、具体的な配点が分かる部分のみを不開示とすれば足りると考えられる。

そこで、当審査会において委員の採点部分以外の本件不開示部分を見分したところ、評価細目及び企画提案書の該当部分には、具体的な配点が記載されておらず、これらの部分の内容を公にしたとしても、

偏った企画提案書の提出がなされるおそれはないと認められる。さらに、評価細目に記載されている内容は、既に開示されている評価内容を細分化したもの又は評価内容には具体的に記載されていないが既に公表されている募集要項において事業者が企画提案書で記述することとされている内容と同様のものであると認められる。また、評価細目を明らかにすることは、事業者に対してよりの確な提案をするための情報を提供することとなり、適切な事業の形成につながることから、公益性があると判断できる。よって、評価細目及び企画提案書の該当部分を公にすることが、民間活力を活用した公園施設の導入等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないと解される。

一方、委員の採点部分以外の本件不開示部分のうち、評価細目及び企画提案書の該当部分以外の部分は、これらを公にすると、評価内容ごとの配点又は評価細目ごとの配点が了知されることから、偏った企画提案書の提出がなされ、民間活力を活用した公園施設の導入等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、本件事業の選定は既に終了しているが、評価に対する不当な非難につながるおそれがあるとともに、県営都市公園における民間活力の導入については本件事業が初めての取組であることからすれば、評価内容ごとの配点又は評価細目ごとの配点が了知されることにより、配点の多寡に対して不当な非難がなされたり、今後の同種の事業において配点が固定化されたりして、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、委員の採点部分以外の本件不開示部分のうち、評価細目及び企画提案書の該当部分は条例第 7 条第 6 号に該当せず、その他の部分は同号に該当する。

(ウ) 委員の採点部分について

委員の採点部分は、前記ウで述べたとおり、条例第 7 条第 5 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 6 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1

「大高緑地公園内の樹林地における民間事業者による遊戯施設の設置・運営事業に関する以下の資料（担当課：公園緑地課）、同事業の契機および民間活力導入・同事業に関する検討経過・内容が把握できる文書、株式会社エヌエーオーが提出した企画提案書、大高緑地公園施設設置管理者選定委員会の配布資料および議事録・応募事業者の評価点、愛知県と株式会社エヌエーオーが締結した協定書、設置予定の遊戯施設の具体的内容に関する文書」のうち、

- ・同事業の契機および民間活力導入・同事業に関する検討経過・内容が把握できる文書
- ・大高緑地公園施設設置管理者選定委員会の議事録（第1回）

別記 2

文書 1 愛知県第五次行革大綱

文書 2 平成 25 年度行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリングの結果

文書 3 しなやか県庁創造プラン（愛知県第六次行革大綱）

文書 4 第 1 回大高緑地公園施設設置管理者選定委員会議事録

別表

1 行政文書	2 実施機関が開示しないこととした部分及びその根拠規定			3 開示すべき部分
文書 5 第 1 回大高緑地公園施設設置管理者選定委員会資料	評価基準の詳細 (案)	<ul style="list-style-type: none"> ・評価内容に係る配点 ・評価細目 ・評価細目に係る配点 ・採点 ・企画提案書の該当部分 	第 7 条 第 6 号	<ul style="list-style-type: none"> ・評価細目 ・企画提案書の該当部分
文書 6 第 2 回大高緑地公園施設設置管理者選定委員会資料及び採点集計表	採点表	<ul style="list-style-type: none"> ・評価内容に係る配点 ・評価細目 ・評価細目に係る配点 ・採点 ・企画提案書の該当部分 	第 7 条 第 6 号	<ul style="list-style-type: none"> ・評価細目 ・企画提案書の該当部分
	仮定の採点集計表	<ul style="list-style-type: none"> ・評価内容に係る合計点 ・評価細目 ・評価細目に係る合計点 ・委員評価 ・全ての合計点 	第 7 条 第 6 号	<ul style="list-style-type: none"> ・評価細目
	採点集計表	<委員の採点部分> <ul style="list-style-type: none"> ・評価内容に係る合計点 ・評価細目に係る合計点 ・委員評価 	第 7 条 第 5 号 及び 第 6 号	なし
		<ul style="list-style-type: none"> ・評価細目 	第 7 条 第 6 号	<ul style="list-style-type: none"> ・評価細目

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 3. 4	諮問
28. 11. 30	実施機関から不開示理由等説明書を受理
同 日	異議申立人に実施機関からの不開示理由等説明書を送付
29. 2. 16	異議申立人から意見書を受理
29. 8. 2 (第527回審査会)	異議申立人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
29. 10. 12 (第533回審査会)	審議
29. 12. 14 (第539回審査会)	審議
30. 1. 12	答申

答申第 862 号

諮問第 1517 号

件名：愛知県個人情報保護審議会が、司法警察職員が行う「処分」に該当する
とした法的根拠あるいは理由が分かる情報の不開示（不存在）決定に関
する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 28 年 2 月 16 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 3 月 3 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

妥当答申の根拠がない訳がない。

司法警察職員による調査結果は、本件妥当答申の理由付けとする司法警察職員の「処分」ではない。法律を知らんのか。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求書に記載されている「不服申し立て事案答申第 109 号・不服申し立て事案諮問第 125 号」及び「不服申し立て事案答申第 110 号・不服申し立て事案諮問第 126 号」とは、平成 28 年 2 月 10 日付けで異議申立人に送付された愛知県個人情報保護審議会答申（以下「答申」という。）第 109 号及び第 110 号のことと解した。

また、「【本件情報 4】」とは、前記答申において、実施機関が開示しないこととした部分のうち、「【本件情報 4】」とされた「告訴事件相談に対し捜査した結果が記載された部分」（以下「本件情報 4」という。）のこと

と解した。

以上のことから、本件請求対象文書は、答申第 109 号及び第 110 号において、本件情報 4 の記載内容が、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報（愛知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 29 年愛知県条例第 36 号）による改正前の愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）に該当するとした法的根拠又は理由が分かる情報が記載された文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第 45 条第 1 項は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報については、行政機関個人情報保護法第 4 章の規定を適用しないと規定している。

刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。

そして、個人情報保護条例第 44 条は、法律の規定により行政機関個人情報保護法第 4 章の規定が適用されない保有個人情報については、個人情報保護条例第 3 章の自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定を適用しないことと規定している。

イ まず、答申第 109 号の愛知県個人情報保護審議会（以下「個人情報保護審議会」という。）の判断において、「【本件情報 4】」との記載はなく、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報についての記載もない。したがって、答申第 109 号において本件情報 4 の記載内容が当該保有個人情報に該当するとは判断しておらず、よって、答申第 109 号に係る本件請求対象文書は存在しない。

ウ 次に、答申第 110 号には「【本件情報 4】」との記載があり、当該部分は、行政機関個人情報保護法第 45 条第 1 項に該当する保有個人情報のうち、審査請求人に係る告訴事件に関して、検察官、検察事務官又は司法警察職員の処分を受ける者に係る保有個人情報に該当するため、個人情報保護条例第 44 条によって自己情報の開示の規定を適用しない旨が記載されている。そうであると判断した理由は、「当審議会において、本件情報 4 を見分した」結果とされている。

これは、個人情報保護審議会が本件情報 4 の記載内容を直接確認し、直ちに、行政機関個人情報保護法第 45 条第 1 項に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報」に該当するとの結論に到達したものであり、同項の該当性を判断するに際して、他に法的根拠又は理由を明らかにする文書は存在しないことを示すものである。

エ なお、本件情報 4 が、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当すると判断した理由は、「当審議会において、本件情報 4 を見分した」結果であるため、本件請求対象文書は、答申第 110 号の原処分である一部開示決定（平成 26 年 6 月 6 日付け刑二発第 1211-2 号）に係る対象保有個人情報及び答申第 110 号とも考えられる。しかし、本件開示請求者は当該答申事案の審査請求人本人であることから、当該対象保有個人情報の写し及び当該答申の内容を確認した上で、それらに記載されていない法的根拠又は理由を求めて本件開示請求を行ったと考えるのが自然であり、当該対象保有個人情報及び答申第 110 号を特定すべき旨の主張もないことから、当該対象保有個人情報及び答申第 110 号は、本件請求対象文書には該当しない。

オ また、愛知県個人情報保護条例解釈運用基準（平成 17 年 3 月 30 日付け 16 広報 1021 号愛知県県民生活部長通知）には、個人情報保護条例第 44 条の一般的解釈は記載されているが、本件情報 4 が個人情報保護条例第 44 条又は行政機関個人情報保護法第 45 条第 1 項に該当する具体的理由が記載されているわけではなく、当該文書は、本件請求対象文書には該当しない。

カ 念のため、個人情報保護条例を所管し、個人情報保護審議会の庶務を処理する愛知県県民生活部県民総務課を探索したが、本件請求対象文書は存在しなかった。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書、異議申立書及び実施機関が作成した不開示理由説明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、答申第 109 号及び第 110 号において、本件情報 4 の記載内容が、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当するとした法的根拠又は理由が分かる情報が記載された文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によれば、答申第 109 号は、「審議会の判断」の部分において「【本件情報 4】」との記載はなく、個人情報保護審議会は本件情報 4 の記載内容が検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当するとは判断していないため、答申第 109 号に係る本件請求対象文書は存在しないとのことである。

また、答申第 110 号には「【本件情報 4】」との記載があり、当該部分は、行政機関個人情報保護法第 45 条第 1 項に該当する保有個人情報のうち、審査請求人に係る告訴事件に関して、検察官、検察事務官又は司法警察職員の処分を受ける者に係る保有個人情報に該当するため、個人情報保護条例第 44 条によって自己情報の開示の規定を適用しない旨が記載されており、そうであると判断した理由は、「当審議会において、本件情報 4 を見分した」結果であり、個人情報保護審議会が本件情報 4 の記載内容を直接確認し、直ちに、行政機関個人情報保護法第 45 条第 1 項に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報」に該当するとの結論に到達したものであり、同項の該当性を判断するに際して、法的根拠又は理由を明らかにする文書は存在しないとのことである。

イ 当審査会において、答申第 109 号を見分したところ、「審議会の判断」の部分において、「【本件情報 4】」との記載はないことが認められた。また、保有個人情報の中で検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当するため開示しないこととした部分は存在するものの、当該部分は当該答申事案の審査請求の対象とされておらず、「審議会の判断」の部分において、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報についての記載はないことが認められた。

ウ 次に、答申第 110 号を見分したところ、答申第 110 号の別表の「開示しないこととした部分」欄に「【本件情報 4】」として「告訴事件相談に対し捜査した結果が記載された部分」との記載があることが認められた。また、「審議会の判断」の部分において、「個人情報保護審議会が本件情報 4 を見分したところ、当該情報は審査請求人に係る告訴事件に関して、

検察官、検察事務官又は司法警察職員の処分を受ける者に係る保有個人情報であることが認められた」旨が記載されていることが認められた。

エ 個人情報保護審議会において本件情報 4 を見分した結果、直ちに行政機関個人情報保護法第 45 条第 1 項に規定する検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当すると判断したことからすれば、本件情報 4 の記載内容が行政機関個人情報保護法第 45 条第 1 項に規定する検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当するとした法的根拠又は理由が分かる情報が記載された文書が存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

オ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

愛知県個人情報保護審議会 加藤茂外が「不服申し立て事案答申第 109 号・不服申し立て事案諮問第 125 号」「不服申し立て事案答申第 110 号・不服申し立て事案諮問第 126 号」妥当答申で述べる愛知県個人情報保護条例第 44 条からの行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第 45 条第 1 項に、告訴事件相談に対して調査した結果（捜査と調査とは意味が違う。）である【本件情報 4】が、同法第 45 条の趣旨である刑の執行等に係る保有個人情報について第四章の適用除外とすることを定めるとしたものとして、司法警察職員が行う『処分』に該当するとした法的根拠あるいは理由が分かる情報。

本件開示請求は、【本件情報 4】が司法警察職員の処分であることを理由に、妥当答申が連発されており、その説明を求めるためのものである。

市民には、説明を受ける権利があり、公務員はその説明をする責務がある。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29. 3. 9	諮問
29. 9. 22	実施機関から不開示理由説明書を受理
同 日	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
29. 10. 30 (第 534 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取及び審議
29. 12. 7 (第 538 回 審査会)	審議
30. 1. 12	答申

答申第 863 号

諮問第 1525 号

件名：課常会に関する資料の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 3 月 28 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が同年 4 月 12 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるといものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、次のとおりである。

開示されるべき書類があるが、開示されていないため、開示を求める。

会議を実施したが、1 年の間に、会議資料が 1 枚も存在しない、ということ、ありえない。

よって、これらに関する文書が存在するはずなので、開示を求める。

3 処分庁の主張要旨

処分庁が審査庁である愛知県公安委員会（以下「審査庁」という。）に提出した弁明書によると、処分庁の主張は、次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由に対する認否

「開示されるべき書類があるが、開示されていないため、開示を求める。」について争う。

(3) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受理

平成 29 年 3 月 29 日、処分庁は、審査請求人から「課常会に関する資料（平成 28 年中のものに限る） ※課常会とは、交捜発第 2003 号、

平成 28 年 8 月 17 日付、警察宛苦情の処理結果（報告）の 5 頁で記載のものをいう。」との行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

(イ) 請求内容の確認

本件開示請求は、平成 28 年中に行われた課常会に係る資料を求めるものであるが、本件開示請求書に「※課常会とは、交捜発第 2003 号、平成 28 年 8 月 17 日付、警察宛苦情の処理結果（報告）の 5 頁で記載のものをいう。」との記載があることから、平成 29 年 3 月 29 日、愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）警務部住民サービス課情報公開センター職員が審査請求人に架電し、「警察本部交通部交通捜査課（以下「交通捜査課」という。）で行われた課常会に関する資料」を求めているのか確認したところ、審査請求人から「はいそうですね、交通捜査課で行われた課常会に関する資料で、平成 28 年中のものということです。」との回答を得た。

したがって、本件開示請求は、平成 28 年中に交通捜査課で行われた課常会に係る資料を求めているものと判断した。

(ウ) 本件開示請求に係る対象文書の調査及び行政文書不開示決定

交通捜査課において本件開示請求に係る対象文書を調査したところ、開催内容等について記載した行政文書は作成されておらず、本件対象文書は存在しないことを確認したことから、処分庁は、平成 29 年 4 月 12 日付けで行政文書不開示決定を行った。

(エ) 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 4 月 14 日付けで本件処分に対する審査請求を行った。

イ 平成 28 年中の課常会について

交通捜査課は課常会と称し、定期的（月 1 回、月末）に同課員を招集し、幹部が同課員に対して連絡すべき事項について口頭で指示・伝達しているが、その課常会の開催や内容の記録を定めた規程等は存在しない。

平成 28 年中に開催された交通捜査課における課常会についても、幹部が口頭により指示・伝達する形式で行われており、指示・伝達事項などの開催内容について記載した行政文書は作成されておらず、本件開示請求に係る対象文書は存在しないことを確認した。

ウ 本件処分の正当性

審査請求人は、審査請求の趣旨及び理由について、「開示されるべき書類があるが、開示されていないため、開示を求める。」との主張をしているが、上述したとおり、交通捜査課では、課常会の開催に関して文書は作成しておらず、本件開示請求に係る対象文書が存在しないことは明らかであることから、行政文書不開示決定とした本件処分は適正にな

された処分であり、本件審査請求における審査請求人の主張は失当であることは明らかである。

エ 結語

したがって、審査請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び審査請求書並びに処分庁が審査庁に提出した弁明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、平成 28 年中に交通捜査課で行われた課常会に関する資料と解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、交通捜査課は課常会と称し、定期的に交通捜査課の課員を招集し、幹部が課員に対して連絡すべき事項について口頭で指示・伝達しているが、その課常会の開催や内容の記録を定めた規程等は存在しないとのことである。

当審査会において処分庁に確認したところ、課常会は、通常、交通捜査課の課員のうち 8 割から 9 割程度が出席し、10 分から 20 分程度で行われ、交通捜査課の課長の他、次長又は課長補佐が課員に対して業務上の一般的な事項を指示・伝達するほか、庶務的な事項などの連絡事項があれば係長が伝達しているとのことである。

そして、課常会は、例えば、あおり運転等の社会的に注目されている交通事故が発生した場合には見逃すことなく幹部へ報告するようといった一般的な指示・伝達を口頭で行う場であり、具体的な資料等を示して指示・伝達を行うということはなく、業務上の専門的な指示・伝達は、課常会以外の場で個別に担当の係の課員に対して行われているとのことである。また、保険の申込みや税金の控除の締切りといった庶務的な事項の伝達については、別途、各課員へメール等により伝達されているが、課員が失念することのないよう補助的に課常会においても連絡しているとのことである。

なお、課常会の開催場所は、常に同じ場所であり、開催日時は、口頭

で連絡しているとのことである。

課常会の性質及び態様が、前記のとおりであることからすれば、交通捜査課において課常会に関する資料は作成しておらず、本件開示請求に係る対象文書が存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ したがって、本件請求対象文書を作成しておらず、不存在であるとしたことについての処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

課常会に関する資料（平成 28 年中のものに限る）

※ 課常会とは、交捜発第 2003 号、平成 28 年 8 月 17 日付、警察宛苦情の処理結果（報告）の 5 頁で記載のものをいう。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29. 5. 24	諮問
29. 5. 25	処分庁の弁明書の写しを審査庁から受理
29. 12. 7 (第 538 回 審査会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 1. 15 (第 540 回 審査会)	審議
30. 1. 29	答申

答申第 864 号

諮問第 1524 号

件名：「32 病棟における行動制限並びに本人の意志に拠らない医療のガイドライン」の起案資料及び起案決裁の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県病院事業管理者（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 5 月 10 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が同月 24 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 最新版（現在適用しているガイドライン）の「32 病棟における行動制限並びに本人の意志に拠らない医療のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の全部開示を求める。

変更や改訂または適用していない場合は、ガイドラインの内容等に関する記載がされ、強制処遇の適用根拠となる行政文書の全部開示を求める。

(イ) 行政文書として開示されたガイドラインは、行政文書として開示されたことから、その管理状況がわかる資料（作成日、施行日、作成部署、起案文書、供覧決済等の写し、保存年限等が示された資料）の再検索と開示を求める。

(ウ) ガイドラインにおける「心療科医師」の取り扱いにおいて、一般病棟での強制処遇（医療保護入院や措置入院に準じた強制入院、隔離、行動制限）をするうえで、「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」「作成していないか、作成していたとしても廃棄済みである」状況で精神科病棟ではない一般病棟において「心療科医師」が小

児に対し精神科病棟以外で強制処遇できる権限と法的根拠、条文とその管理についての開示を求める。

(エ) 今回、開示されたガイドラインは、旧法の条文を根拠にするガイドラインと添付資料であって、現在において、ガイドラインの説明文と条文は、説明根拠になっておらず、旧法（最低でも 14 年以上前の改正の条文）に基づく強制処遇については、それらを根拠に適用できるガイドラインと現状説明が合わず、効力を有していないガイドラインであり、現時点で適用しているガイドラインの開示を求める。

(オ) 今回、ガイドラインの起案決済の写し、管理の状況、作成部署、施行日等について、行政文書であることがわかる文書の開示が一切なされず、不開示とされているが「知事が管理する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準」の運用に沿っていない。

行政文書に該当するかどうかの判断として、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」であり、「文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、保存又は廃棄の状況など実質的な判断で、組織における文書の利用又は保存の状態で判断されなければならない」。よって、「起案文書の作成、組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点」と示されていることから、起案決済文書の保存、作成日、施行日、文書管理状況、保管状況を把握していなければならない。

また「知事が管理する行政文書の開示等に関する規則」第 14 条第 1 項第 5 号からしても文書が管理されていなければならない。

(カ) 愛知県情報公開条例第 10 条における、開示請求拒否事由に該当せず、すでに「32 病棟における行動制限ならびに本人の意志に拠らない医療のガイドライン」として行政文書として開示されていることから、行政文書の存在が明らかであり、拒否する理由に一切該当していない。更に、第 11 条第 2 項における「前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を管理していないときを含む」には、行政文書が存在していることから一切該当せず、「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」ことにも該当せず、開示を拒否する理由にはならない。

(キ) 「開示請求に係る行政文書は、作成していないか、作成していたとしても廃棄済であるため」が事実であれば、一般病床にて、小児に対し、行動制限、隔離対応、強制入院等の強制処遇を実施できる根拠はどこにも存在せず、不当な処遇を一切の基準を設けず、改訂もせず、廃棄されたまま、それらの根拠となる行政文書管理をせず、不当な強制処遇を犯してきた事実になる。

(ク) 「心療科医師」について「5 年以上診断又は治療に従事した経験を

有しかつ 3 年以上小児精神神経疾患の診断又は治療に従事した経験を有する医師」とされているが、精神科病棟ではない一般病棟内で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）上の「精神保健指定医」としての強制力行使権限を持たない一般病棟にてどのような明確な法的根拠をもとに「心療科医師」という名目のみで、精神科病棟の認定を受けていない一般病棟で、措置入院や医療保護入院、隔離、拘束保護等、同様の行為の行使権限が認められているのかの法的条文とその根拠、その管理体制について、教示いただきたい。

イ 反論書における主張

審査庁である愛知県知事が審査請求人に処分庁が作成した弁明書を送付したところ、審査請求人から反論書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) ガイドラインが「行政文書」である根拠と証拠が全く示されていないことについて、以下の具体的回答を求める。

a 弁明書において、「ガイドラインについて、平成 20 年 3 月 27 日に当該医師が同年 4 月 1 日から適用するために行った改訂が最終のものであり、それ以降は改訂しておらず、改訂に当たり起案文書を作成した記憶はない」、「当該会議で議論の上で了承を得て決定する方法が一般的である」、「平成 20 年 1 月 17 日に・・・それを踏まえた上で同年 3 月 27 日に改訂を行っている」、「倫理委員会での審議で改訂の了承を得ており、起案文書を作成していない」、「行政文書ファイルを全て調べ、本件請求対象文書を探索したが、存在しなかった」「小児センターにおいて本件請求対象文書を管理していない」と弁明されている。

上記の回答であれば、「平成 20 年 3 月 27 日に行った改訂の前のガイドライン」が存在していることになるので①いつから、ガイドラインを適用して強制入院や隔離等の処遇をしていたかの回答を求める。また、強制処遇等に係る重大な取り決めであることから、永年保存のもと、②改訂前（平成 20 年 3 月 27 日以前）において、いつから運用されているか（いつ、だれが作成し、どのような機関や委員会、または法的根拠の中で承認されたものか）明確な根拠資料をもって回答していただきたい。さらに③「倫理委員会での審議」について承認されたとあるが、そうであれば、倫理委員会議事録の保管が存在していなければならない。よって、倫理委員会議事録の承認に係る部分の開示を求める。更には、ガイドラインを作成すれば、法律を守らず（精神保健福祉法）一般病棟で強制処遇ができるという根拠について具体的説明を求める。

b 弁明書において、「本件ガイドラインについては、作成に当たり参考とした精神保健福祉法が改正されたことに伴い、今後改訂を行う予定である。」と平成 29 年 4 月 12 日付で回答されている。平成 20 年 1 月 17 日以降、10 年弱にわたり、法律改正を放置し一切の改訂もないまま、強制処遇を行ってきたことがうかがえるが、早速、改訂したガイドラインを改めて開示するよう求める。尚、平成 30 年 3 月をもって心療科を閉鎖する旨の通知を確認したが、それまでは従来の運用を遂行されることからしても、改訂されていないとすれば理由にはならない。

c 弁明書において、「32 病棟における行動制限等については、個々の法律を根拠とするものではなく、患者の保護者もしくは児童相談所の同意に基づく医療上やむを得ない場合に許容される医療行為と考えている。」と回答されているが、「考えている」かどうかは聞いていないし正当な弁明にすらなっていない。考えさえすれば、強制処遇を行っても問題ないのかどうか？を法文上もしくは通達や特例除外要件等、示された根拠文書をもって、具体的な回答を求める。さらに、行動制限においては「児童相談所」の同意に基づくところがあるが、「入院中に児童相談所の同意があったら、行動制限可能」という条文や通達、規程がどこにあり認められているのか？具体的資料を開示した上で回答を求める。

なお、国の通達によって、一時保護における精神保健福祉法との関係では、精神保健福祉法に基づく入院措置を適用することになっており、児童相談所長の同意にもとづいて、行動制限が可能とは一切示されていないが、何を根拠にそのような弁明ができたのか回答いただきたい。

(イ) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく一般病床にて、精神保健福祉法を適用した運用の継続状況について、以下のとおり、違法性に対する正当運営の根拠を求める。

a 弁明書では、「医療法第 7 条第 2 項第 5 号の一般病床であって」と回答されている。一般病床において、今回、精神保健福祉法を用いて、措置、医療保護、行動制限、隔離、身体拘束等をガイドラインをもって実施しているが、一般病棟にて、独断で「精神科同様の強制処遇」ができることの法的根拠や許可は、どのように認可されているのかは、いまだに説明されていない。法的根拠や具体的許可証等があれば書面をもって開示いただきたい。

b また、一般病床でありながら、弁明書には「主として精神発達上の問題や心理的な問題及びそれに伴う行動上の問題を持つ児童青年の入院治療を目的として運営される病床が設けられた小児センター

内の 32 病棟」とあり「子どもの人権を守りながら質の高い医療を提供するため」と回答されている。しかし ICD-10 においては、F-90 から F-98 に該当する説明であり、明らかな精神科病棟での治療対象範囲となる。しかしながら、それが、なぜ「精神科病床」でなく「一般病床」として、精神保健指定医が越権にて強制処遇できるのか？その中で、子どもの人権について何を根拠に保護され、人権が守られているのか？明確な回答をいただきたい。

尚、参考として、「都立小児総合医療センター 児童思春期精神科」の許可書・医師業務マニュアルにおいては、同様の病態像の児童は、「精神科病床」として認可された中で扱い、児童の人権を守り、法的に正しく保護された中で、厳密に精神保健福祉法を適用し、入院治療にあたっている。

- c 32 病棟においては、法律改正に合わせ、10 年弱も改訂もされていないガイドラインを利用し、強制処遇を行っている。措置や医療保護入院等の強制処遇は、法律によって、患者の人権に配慮し、厳しく入院時の状況を「入院届」「定期病状報告」「退院届」等により、管轄保健所や精神保健福祉センターに提出義務が法律で定められている。32 病棟においては、現在も同様の強制処遇を行っているが、それらの届出や管理について、ガイドラインには「なし」と示されている。そのような中で、第三者の監視や管理体制について透明性を持った強制処遇を確保するため、どのような取扱いのもと管理されているか、それらを管理していないのであれば、不適切な管理を防ぐため（例・患児の両親への病状説明と、強制入院必要性の説明、治療方針説明による保護者双方の同意等の書面管理等）にどのような対策を講じているのか。
- d 弁明書において「32 病棟における行動制限等については、個々の法律を根拠とするものではなく、患者の保護者もしくは児童相談所の同意に基づく医療上やむを得ない場合に許容されうる医療行為と考えている」と回答されているが、措置や医療保護入院においては、「自傷・他害」行為や「精神障害者であって」という事が大前提となる。その上で、やむを得ない場合において、隔離・身体拘束等が厳しい管理のもと最低限の範囲において許されている。しかしながら、あいち小児保健医療総合センター32 病棟において、診断名もなく、精神障害者ではない児童に対し、「検査のための入院」のため医療保護入院を適用し、その上「検査のための入院」にも関わらず「隔離」を実施する行為は、明らかな違法で、人権にかかわる問題と考えるが、それらを継続実施している状況において問題ない

事が示された根拠条文等を明確に開示し、説明していただきたい。

なお、これらの一般病床での処遇については、厚労省から、上記強制処遇の運用について、「隔離」等はできない回答を得ている。

- e ガイドラインにおいて、「医療保護入院」を行う場合には、保護者の同意が必要であり、精神保健福祉法を適用した手続きを踏まなければならないと規定されているが、その場合、親権者双方の同意が必要となる。片親のみの同意で医療保護入院を行った場合、法律的な例外として、「虐待を行っている場合」とある。これは、「行っている事実」と「緊急性」、「精神科治療を要する強制処遇の状態（医療保護入院適用の状態像：自傷・他害行為等）」の場合に限り適用されるものである。更には、医療保護入院の状態像にない「検査やアセスメント目的での入院」では、医療保護入院自体適用出来ない。32 病棟において、これらの条件を独断で精神保健指定医が一般病棟において、越権行為をもって判断できる法的根拠について、具体的な条文や通達等をもって、越権行為が許される根拠となるものについて明確に回答を求める。

(ウ) その他

この度、あいち小児保健医療総合センター（以下「小児センター」という。）の「診療録記載マニュアル」をはじめガイドライン等の開示と運用における審査請求を行った。それは、公的医療機関として、透明性、公平性、安全性をもとに信頼のおける開かれた情報開示の中で、不正の無い適切な病院運営をしているかどうかを確認し、不適切であれば、管轄部局が、組織として隠滅したり、誤魔化したりするのではなく、公に公表し、県民に事実を知らせ、信頼の回復に努めることが重要であると考えたからである。しかしながら、診療録記載マニュアルにおいては、目次とその項目すべてにマスクされたままの決定となり、誰が見ても、問題ない単なる目次の 1 項目までも頑^{かたく}なに非開示とした決定は、明らかに組織としての問題を含んでいると考えざるを得ない。

全体的な法律的運用においても、明らかに不適切な運用を組織として行い、今まで一切の改善や公表もなく放置されたまま行ってきたと考えられることから、管理監督権限のある病院事業庁等の管轄部署が、こういった問題に対して、今後、どのような改善をなされるのか？不適切な運営^きに対して毅然とした態度で、業務改善に取り組むのか？信頼される公立病院運営をしていくために、情報開示請求はどうあるべきか等を真摯に考えて、公立病院の質と体制の向上に真摯に向き合っていたいただきたい。また、もしもこれまでの 32 病棟の強制処遇

等の運営において、何ら問題ない運営であるとしたら、法的根拠条文をもって、具体的に教示願いたい。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の主張は、次の理由により、本件請求対象文書を作成していないか、作成していたとしても廃棄済みであり、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求に先立って、平成 28 年 4 月 19 日付けで審査請求人により「あいち小児保健医療総合センターにおける 心療科病棟における小児隔離対応に対する判断基準、及び開始、解除の記録管理、経過観察中における記録管理等における取決め事項、細則等がわかる資料。および心療科の隔離対応を実施するにあたり適用される法的条文、根拠等の資料。」という内容の開示請求がなされ、同月 28 日付け 28 小セ第 1-1 号の行政文書開示決定において、小児センターが作成した最新のガイドラインを開示とした。

よって、本件開示請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄に記載されている「「32 病棟における行動制限並びに本人の意思に拠らない医療のガイドライン」(28 小セ第 1-1 号・平成 28 年 4 月 28 日付)」とは、平成 28 年 4 月 28 日付け開示決定の時点のガイドライン（以下「本件ガイドライン」という。）を指すと解した。

以上から、本件請求対象文書は、本件ガイドラインの作成及び施行に係る起案文書であって、作成日、施行日、作成担当部門名等が分かるものと解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア ガイドラインは、医療法第 7 条第 2 項第 5 号の一般病床であって、主として精神発達上の問題や心理的な問題及びそれに伴う行動上の問題を持つ児童青年の入院治療を目的として運営される病床が設けられた小児センター内の 32 病棟において、子どもの人権を守りながら質の高い医療を提供するため、小児センター内の医療従事者に向けて精神保健福祉法に準ずる対応を行うことなどを定めた患者の治療方針を定めたものである。

イ ガイドラインが作成・使用されるのは小児センターの心療科であるので、小児センターに所属する心療科医師に確認したところ、ガイドラインについて、平成 20 年 3 月 27 日に当該医師が同年 4 月 1 日から適用するために行った改訂が最終のものであり、それ以降は改訂しておらず、改訂に当たり起案文書を作成した記憶はないとのことであった。

ウ 医療従事者間で共有する患者の治療方針等は、各部門の責任者等が参加する会議に資料を提示し、当該会議で議論の上で了承を得て決定する方法が一般的である。本件ガイドラインについても、1 ページに「運営する中でガイドラインの不備が明らかになった場合には、適宜、倫理委員会を通してガイドラインの改定を行う。」と記載してあるように、平成 20 年 1 月 17 日に小児センター内で開催された倫理委員会において、本件ガイドラインの前のものの改訂について審議され、了承され、それを踏まえた上で同年 3 月 27 日に改訂を行っている。倫理委員会での審議で改訂の了承を得ており、起案文書を作成していない。

念のため、起案文書が作成されていないか確認するため、小児センターにおいて本件ガイドラインの作成及び施行に係る起案文書があれば保管されるべき行政文書ファイルを全て調べ、本件請求対象文書を探索したが、存在しなかった。

エ 以上のことから、本件請求対象文書を作成していないか、仮に作成していたとしても廃棄済みであるため、小児センターにおいて本件請求対象文書を管理していない。

(3) その他

ア 審査請求人は、審査請求書において、「最新版のガイドラインの全部開示を求めます。」と主張している。

しかし、前記(2)において説明したとおり、本件ガイドラインは、最新版である。

なお、本件ガイドラインについては、作成に当たり参考とした精神保健福祉法が改正されたことに伴い、今後改訂を行う予定である。

イ 審査請求人は、審査請求書において、「行政文書として開示されたガイドラインは、行政文書として開示されたことから、その管理状況がわかる資料（作成日、施行日、作成部署、起案文書、供覧決済等の写し、保存年限等が示された資料）の再検索と開示を求めます。」と主張しているが、本件ガイドラインを供覧したことが分かる文書及び保存期間が示された文書も存在しない。

ウ 審査請求人は、審査請求書において、「精神科病棟ではない一般病棟において「心療科医師」が小児に対し精神科病棟以外で強制処遇できる権限と法的根拠、条文とその管理についての開示を求めます。」と主張している。

32 病棟における行動制限等については、個々の法律を根拠とするものではなく、患者の保護者もしくは児童相談所の同意に基づく医療上やむを得ない場合に許容されうる医療行為と考えている。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び審査請求人が審査庁に提出した反論書並びに処分庁が審査庁に提出した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、本件ガイドラインに係る改訂の決裁を受けた際の起案文書と解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、ガイドラインが使用されるのは小児センターの心療科であるので、小児センターに所属する心療科医師に確認したところ、ガイドラインについて、平成 20 年 3 月 27 日に当該医師が同年 4 月 1 日から適用するために行った改訂が最終のものであり、それ以降は改訂しておらず、改訂に当たり起案文書を作成した記憶はないとのことである。

また、医療従事者間で共有する患者の治療方針等は、各部門の責任者等が参加する会議に資料を提示し、当該会議で議論の上で了承を得て決定する方法が一般的であり、本件ガイドラインについても、平成 20 年 1 月 17 日に小児センター内で開催された倫理委員会において、改訂について審議され、了承され、それを踏まえた上で同年 3 月 27 日に改訂を行っており、本件ガイドラインに係る改訂の起案文書は作成していないとのことである。

そこで、当審査会において、処分庁から提出された平成 20 年 1 月 17 日に開催された倫理委員会の議事概要を見分したところ、本件ガイドラインに係る改訂について倫理委員会です承されていることが認められた。

さらに、当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、決裁等の手続を要しない心療科部内の共用文書であるガイドラインを、心療科部の責任者である心療科部長の主導で改訂し、心療科部に配付したものであり、倫理委員会の了承も得ているため、起案文書が作成されていないとしても、医療の提供に関する治療方針の決定手続としては妥当であると考えるところである。

審査請求人は、ガイドラインが行政文書であることから、その改訂に係る起案文書が存在していなければならない旨を主張していると解されるが、以上のことからすれば、本件ガイドラインに係る改訂の際に小児セン

ターにおいて起案文書を作成していないという処分庁の説明が不自然とまではいえない。また、本件請求対象行政文書が存在しないとする処分庁の説明を覆す特段の事情もうかがわれない。

したがって、本件開示請求に係る請求対象文書が存在するとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、その内容は小児センターにおける患者の処遇の法的根拠の説明を求めるなどの病院事業の運営に関するもの、本件開示請求とは別に新たな文書の開示を求めるもの等であり、本件請求対象文書の存否に関するものではないと認められる。本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

「32 病棟における行動制限並びに本人の意思に拠らない医療のガイドライン」(28 小セ第 1-1 号・平成 28 年 4 月 28 日付)について、ガイドラインの作成日、及び施行日、この資料の作成担当部門、課名等がわかる起案資料。ガイドラインを作成し、施行するにあたり、承認された起案決済の写し。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29. 4. 12	諮問
同 日	処分庁の弁明書の写しを審査庁から受理
29. 11. 9	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
30. 1. 23 (第 541 回 審査会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 3. 7 (第 545 回 審査会)	審議
30. 3. 23	答申

答申第 865 号

諮問第 1534 号

件名：河川課で保有する文書で特定の職員に関係する文書全ての不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 11 月 25 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が平成 29 年 1 月 20 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、河川課は一方的に補正の為の資料の提示を無く、請求人に補正を行わせ様としなかったからというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により、本件開示請求は、行政文書の特定が不十分であるため、不開示としたというものである。

(1) 開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項について

条例第 6 条第 1 項第 2 号では、開示請求書の必要的記載事項として「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を定めており、その内容については、開示請求の対象となる行政文書の範囲を合理的な範囲に特定できる程度の記載が必要であるとされている。

また、同条第 2 項では、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該開示請求書を提出したものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができ、その際には、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないこととされている。

そして、愛知県行政手続条例（平成 7 年愛知県条例第 28 号）第 7 条で、

「申請書の記載事項に不備がないこと…その他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者…に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」とされている。

よって、開示請求に係る行政文書を特定するための十分な記載がないなど、開示請求書に形式上の不備がある場合は、実施機関が相当の期間を定めて補正を求めることができるが、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合には、その開示請求は拒否することとなる。

(2) 本件請求対象文書について

本件開示請求書に記載されている「A」とは、平成 27 年度に建設部河川課（以下「河川課」という。）に在籍していた職員と解した。

「関係する文書全て」という開示請求書の記載からは、関係の程度には種々のものが想定され、どこまでの文書を含むか明らかでないため、請求対象文書の特定が不十分である。

(3) 補正依頼及び決定について

河川課で保有する文書のうち、特定の職員に関係する文書全てという請求内容では、開示請求の対象となる文書を特定するために必要な事項として不十分であり、形式上の不備が認められるため、平成 28 年 12 月 9 日付けで同月 22 日を期限とし、補正を求める通知をした。その際、補正の参考となる情報として、河川課のグループごとの事務分掌を記載したものを添付した。しかし、当該期限を過ぎても回答はなかったため、再度、同月 28 日付けで平成 29 年 1 月 13 日を期限として補正を求める通知をしたが、やはり回答はなかった。

したがって、本件開示請求に対しては、条例第 6 条第 1 項第 2 号に定める事項の記載が不十分であり、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず補正されないため、愛知県行政手続条例第 7 条を適用し、不開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するもので

ある。

(2) 条例第 6 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項について

行政文書の開示請求は、開示請求者の権利行使として、開示決定という行政処分を求める手続であり、条例は、第 6 条第 1 項本文において、開示請求は、同項各号に掲げる事項を記載した開示請求書を実施機関に提出してしなければならないと規定している。そして、同項第 2 号においては、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載事項として定めている。「行政文書を特定するに足りる事項」とは、その記載内容から、開示請求の対象となる行政文書の範囲を合理的な範囲に特定できる程度の記載をいうものである。

また、同条第 2 項において、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該開示請求書を提出したものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができると規定するとともに、同項後段で、この場合において、実施機関は、当該開示請求書を提出したものに対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないと規定している。

(3) 本件開示請求について

本件開示請求書には、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄に、「河川課で保有する文書で A に関係する文書全て」と記載されている。

実施機関によれば、本件開示請求書に記載されている内容では開示請求の対象となる文書を特定するために必要な事項として不十分であり、形式上の不備が認められたことから、審査請求人に二度にわたって補正を求めたにもかかわらず、補正されなかったため不開示としたとのことである。

審査請求人は、補正のための資料の提示がなく、補正を行わせようとしなかったとして不開示決定の取消しを求めているので、以下、本件開示請求の補正の手続も含め、本件請求対象文書の特定の可否について検討する。

(4) 本件請求対象文書の特定の可否について

ア 本件開示請求における文書の特定について

本件開示請求は、開示請求のあった平成 28 年 11 月 25 日時点において河川課で保有する文書のうち、特定の職員に係る文書の全てを求めているものと解される。

前年度に課に在籍した一人の職員に係る文書の全てという請求内容では、関係の程度には種々のものが想定され、どこまでの文書を含むか明らかでないため、請求対象文書の特定が不十分であるとした実施機関の主張は相当なもの認められる。

イ 実施機関の補正の手続について

当審査会において、実施機関が審査請求人に補正を求めた文書を見分

したところ、「行政文書を特定するに足りる事項」にはその記載内容から開示請求の対象となる行政文書の範囲を合理的な範囲に特定できる程度の記載をする必要があり、本件開示請求書の内容からでは行政文書を特定することが困難であると記載されていること及び補正の回答期限として一定の期間を定めて二度にわたり条例第 6 条第 2 項の規定に基づき補正を求めていること並びに 1 回目の補正を求めた文書には補正の参考となる情報として河川課のグループごとの事務分掌が記載されている書面が添付されていることが認められた。

条例第 6 条第 2 項後段の規定上、補正の参考となる情報として提供すべきものについての具体的な定めはないこと及び当該規定が努力義務を定めたものであることも踏まえれば、前記のとおり行われた実施機関による補正の手続は、当該規定の趣旨に照らしても、特段不適切とは認められない。

ウ 結論

以上のことから、実施機関が、本件開示請求書における行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるとして不開示としたことは妥当であると認められる。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

河川課で保有する文書で A に関係する文書全て

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29.10.30	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
30. 2. 14 (第 543 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 3. 7 (第 545 回 審査会)	審議
30. 3. 23	答申